

令和3年2月25日（木）

於・農林水産省第3特別会議室

第199回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時15分 開会

○永井林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

林政課長の永井と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中、オンラインでの御出席も含め、19名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

また、森林・林業基本計画の変更に関する特別委員として、網野委員、長濱委員の2名にも御出席いただいております。

なお、本日は小野委員、河野委員、古口委員、斎藤委員、砂山委員、玉置委員、塚本委員、出島委員、日當委員、深町委員、福島委員、松浦委員、村松委員、網野特別委員、長濱特別委員にオンラインで御出席いただいております。

また、今回の林政審議会はオンラインも併用しての開催となっている関係で、お願ひを申し上げます。会場にお越しの方は、御発言の際にはマイクをできるだけ口に近づけて、ゆっくりと御発言ください。マイクの消毒は事務局で行います。オンラインで御参加の方は、御発言の際には各自マイクをオンにいただき、御発言が終わりましたらミュートにさせていただくようお願いいたします。

林野庁の出席者につきましては、お手元に参考3として林野庁名簿を配付しておりますので、御覧いただければと存じます。

なお、この会場にいない次長、各課長はリモートで参加いたしますので、御了承ください。

ここからの議事進行は、土屋会長にお願いしたいと思います。土屋会長、よろしくお願ひいたします。

○土屋会長 ただいま御紹介いただきました土屋です。

今回もこのような形で、オンラインと対面との併用という形で、委員の方々に関して言えば、オンラインで参加される方の方がたくさんいらっしゃるという形での、かなり変則的な形の会議になります。それに伴って、様々な不都合が生じると思いますが、事務局や私どもも含めて、なるべく不都合がないようにしたいと思いますので、余りそれには制約されないで御意見を頂ければ有り難いなと思っております。

それでは、議論を始める前に林野庁長官の本郷さんの方から御挨拶をお願いしたいと思います。

す。よろしく願いいたします。

○本郷林野庁長官 皆さん、こんにちは。林野庁長官の本郷でございます。本日は御出席、あるいはウェブでのオンラインでの御参加ありがとうございます。

林政審議会でのこの6月ぐらいに取りまとめたと思っております森林・林業基本計画の議論をこれまでさせていただきましたが、この2月からの審議会においては、取りまとめに向けてこんな方向性を林野庁として出していきたいということをお諮りをしていきたいというふうに思っております。また、実際の書きぶりだとか、目標だとか、そういうことも今後御相談させていただこうというふうに思っておりますけれども、先生方、委員の皆さんの御意見、あるいは御提案を頂きまして、それに対するお答えというような形で今回取りまとめたつもりでございます。

ですので、これまでまだ言い足らなかったこと、あるいは我々の対応方向が不十分である、あるいは御質問をされた方、御意見を述べられた方と違う方向になっているというようなこと、そういうそごが来している場面もあるかもしれませんので、是非忌憚のない御意見を再度頂ければというふうに思っております。是非ともいい林業をやられている方の、あるいは木材産業に携わられている方の力になるように、森林・林業基本計画を作ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げて、私の御挨拶とさせていただきます。

なお、私、大変恐縮ですけれども、3時45分ぐらいで退席させていただくことをあらかじめ御了承を頂ければ大変有り難いと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○土屋会長 ありがとうございました。

今、長官からも御説明がありましたように、次回以降は取りまとめの方向ということで、スピードはかなり増していきます。今回がその前の段階、つまり様々なことを検討して議論をしていただくという段階の最終回になります。ですので、事前にもお願いしていますように、今回については事務局、林野庁とのやり取りというよりは、各委員の御意見をそれぞれ伺うことが主な目的になっています。それが議題1です。「森林・林業基本計画の変更について」ということについてです。

その意見を頂く前に、これも今、長官からありましたように、これまでの議論の中で様々な御意見も頂いているわけで、それをある程度踏まえました御説明がありますので、それをまず先にさせていただいて、それから皆さんの方からの御意見を頂くということにさせていただきたいと思っております。

それでは、企画課長さんの方からよろしく願いします。

○河南企画課長 企画課長でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今日はお手元の資料の1から3を使いまして、基本計画の関係の御説明を申し上げます。

加えまして、参考資料の1といたしまして、関係する主要指標という資料を御準備をしております。これまで審議会に提出をしまいいりました各種の資料の中から主なデータを抜き出したものでございますので、適宜御参照を頂きながらお聞きを頂ければと思います。

今、本郷長官、それから土屋会長からもございましたけれども、今日から取りまとめに向けた議論をお願いしたいということでございます。閣議決定は6月を予定しておりまして、今回、第1回目の取りまとめに向けた議論の後、来月は計画案の骨子、さらに4月には計画本体というふうに順を追って進んでいきたいというふうに思っております。毎回の議論を踏まえて肉付けをしていく、そういうイメージでございます。

さらに、4月以降はパブリックコメントのプロセスもございまして、これを踏まえた最終案を私どもで作成して、5月には答申を頂く、そのような流れで進んでいくことになろうかと存じます。

こういう流れの中で、繰り返しになりますけれども、対応方向の素案をまとめたというのが、今回御意見を頂戴したい中心でございます。

まず、資料1から簡単に御説明申し上げます。林政審議会における主な御意見としてまとめたものでございます。

1枚おめくりを頂きまして、1ページのところですが、資料の作りから御説明申し上げますと、左上の方に課題ということが書いてございます。森林関係、それから更に次に進んでいきますと、林業関係とか木材産業関係とか続いてまいります。大きくくりにした上で、更に森林管理ですとか間伐、再造林といったサブカテゴリーを設けて整理をしております。

真ん中には頂いた御意見を整理しておりまして、白丸で書いておりますのが審議会での委員の皆さんからの御意見。それから、黒の四角と、黒の斜めになった菱形のようなもの、それぞれ7月の時点で我々行いました事業者の皆さんなどからの意見聴取、この過程で寄せられた御意見などを整理しているものでございます。

これらを踏まえまして、一番右側の欄、論点と書いてございますけれども、関係する問題点というか、課題のようなものを論点として整理をした、そういうものでございます。

ここでは簡単にどういう御意見を頂いたかというのを順を追ってさっと御説明申し上げたいと思います。

まず、1ページの森林管理のところでは、林業適地では木材生産を行い、それ以外では空間

利用を行う方向ではないかといったお話。それから、間伐、再造林のところでは、再造林を実施して、森林資源を将来にわたり確保することが大きな課題という、こういう御意見を頂いております。

2 ページにまいりまして、路網整備のところでは、森林整備の低コスト化や丸太輸送の効率化、こういったことのために路網の整備が必要であるというようなお話。防災・減災に関しては、今の災害の激甚化・多様化は山村の存亡に関わるものであるといったお話や、降雨の態様変化の分析を、ソフト対策も含め生かしていく必要があるといった御意見を頂きました。

また、2 ページ一番下のところですが、レクリエーション利用や森林の文化、生物多様性の保全の視点も重要である。あるいは、里山林の取扱いが重要である。こういった御意見も頂いております。

3 ページでございます。ここからは林業関係でございます。

望ましい林業構造の関係といたしまして、林業者に利益を生み出していくことが極めて重要である。あるいは再造林を伴わない皆伐は社会的理解を得られないというような御意見がございました。

新技術の活用に関しましては、林業の各段階において活用していくことが重要というような御意見がございました。

担い手となる林業経営体の育成のところでは、小規模所有者等も林業の主体として位置付けていくべきというような御意見、それから造林・保育に取り組む林業経営体の育成が重要だというような御意見、あと従事者の確保についてしっかり考えていくべきだという、こういった御意見がございました。

4 ページは木材産業関係でございます。

木材の生産・流通に関しては、情報の共有・活用が重要であるといった御意見。森林資源の状況等を踏まえた製材・合板工場の立地が重要といった御意見がございました。

木材の加工・流通に関しましては、品質・コスト面で海外製品との競争力を付ける政策が必要、あるいは地場製材工場等は地域材の利用拡大を支えており、重要、国産材生産の利用促進が山元の利益につながるようにすべき、こういった御意見がございました。

5 ページは木材利用関係でございます。

都市等の非住宅建築物への木材利用を推進すべきという御意見、あるいは木材利用への意識を醸成していくため、意義やメリットなどの情報発信が必要といった御意見がございました。

6 ページは、続いて木材利用の関係でございます。

木質バイオマスに関しまして、カスケード利用を基本とすべき、熱利用を進めることも重要、あるいはセルロースナノファイバー等の新素材の開発・普及に取り組むべきといった御意見もございました。

輸出に関しましては、丸太だけではなく、製品や不燃処理木材の輸出など、戦略を持って対応する必要がある。こういうお話がございました。

7ページは、山村振興関係などでございます。

山村を維持していく視点が重要という御意見、コミュニティの活性化のためにも地域の森林管理を促進すべきという御意見、森林の空間利用を進めていく必要があるという御意見、他分野とも連携した取組が必要という御意見、環境教育活動を広げるべきという御意見、こういったものがございました。

特用林産物については、山村地域の重要な収入源で振興対策が必要といった御意見がございました。

その他といたしまして、コロナウイルス感染症の影響による今後の木材需要動向の分析と需要拡大施策が重要、こういった御意見があったところでございます。

今、御紹介申し上げましたような御意見を踏まえまして、政策全体の方向性というものを整理したのが資料2と資料3の素案でございます。資料2は全体をポイントを簡潔に整理したものでございまして、今日は資料3に基づいて簡単に御説明を申し上げます。

資料3の1ページでございます。

まず、現行計画の評価と情勢変化についてであります。

現行計画の下では、国内の資源が本格的な利用期を迎えたこと等を背景に、原木の安定供給体制の確立、新たな木材需要の創出等を柱といたしまして、林業・木材産業の成長産業化を推進してまいりました。

その結果、木材供給量は着実に増加し、林業産出額、林業従事者の給与も向上、輸出も順調に増加するなど、一定の成果が出たものと思っております。

一方で、主伐後の再造林確保、頻発する山地災害、急速な少子高齢化・人口減少に伴います林業従事者の確保、山村地域の衰退といった課題が生じておりまして、対応していく必要がございます。さらには、新型コロナの影響におきまして、今後の木材需要にも不透明感が生じているということかと存じます。

それから、パリ協定の下における森林吸収量目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、取組を強化する必要があると考えております。

これらの課題の解決に向けましては、エリートツリーやICTに関する技術、都市等の中高層建築物に活用できるCLTや耐火部材など、固有最新技術によるイノベーションに大きな期待が寄せられていると考えております。

以上を踏まえまして、新たな基本計画では、我が国の森林・林業・木材産業を持続的なものへと成長発展させていくことがテーマではないかというふうに考えております。

おめくりいただきまして、2ページです。

ただいま申し上げました情勢変化等を踏まえた対応方向として整理を試みたものでございます。

まず、上のところがございます、人々が多面的機能による恩恵を享受できること、林業・木材産業を持続性を高めながら成長産業化することを通じて、社会経済の向上に寄与するグリーン成長を実現していくこと。これを掲げまして、以下申し上げます5本の柱で対応方向を整理してはどうかと考えております。

1点目は、森林資源の適正な管理・利用でございます。

林業適地については、再造林を確保し、林業に適していない森林は針広混交林へ誘導する。また、国土強靱化に向けた森林整備、治山対策を加速化していくということであります。

2点目は、新しい林業に向けた取組の展開でございます。

これまで取り組んでまいりました安定供給や機械化等の取組に加えまして、エリートツリーや自動化機械、ICTなどによるイノベーションで、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする新しい林業を展開していく。あわせまして、林業従事者の生活を支える所得と労働環境の向上に取り組むとともに、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成していくということでございます。

3つ目の柱としては、木材産業の競争力強化でございます。

建築メーカー等のニーズに対応したJAS材、人工乾燥材、KD材ですね、こういった品質性能の確かな製品を低コストで供給できる体制を整備して、国際競争力の向上を目指すということ。あわせまして、中小の地場工場につきましては、単価の高い板材など、多品目製品の柔軟な供給体制を整備して、地場競争力の向上を目指していくということであります。

4つ目の柱は、都市等における第2の森林づくりであります。

都市等の非住宅分野などにおける木材利用を目指しまして、防耐火や構造計算に対応できる部材の開発・普及、加工流通施設の整備を推進していくということであります。加えまして、バイオマスの熱電利用、付加価値の高い木材製品の輸出も促進してまいります。

次のページにまいりまして、5つ目の柱が、新たな山村価値の創造でございます。

森林管理を支える林業従事者の生活基盤としても重要な山村地域を活性化させるため、林業・木材産業、キノコなど、特用林産物の生産の振興に加えまして、地域資源を生かした森林サービス産業等を育成し、関係人口を拡大する。また、集落の維持に大きな役割を果たす農林地の管理など、地域の共同活動を推進するというところでございます。

今申し上げましたこれら5つの柱の取組によりまして、適切な間伐・再造林による中長期的な森林吸収量の確保・強化、製造時のエネルギー消費が少なく、炭素の貯蔵効果もある木材の利用を拡大して、カーボンニュートラルの実現にも貢献していきたいということでございます。

7番ですが、分野横断的な事項といたしまして、デジタル化の推進、新型コロナウイルスによる影響へも適切に対応していきたいということでございます。

3ページの下の方には目標と書いてございます。

森林・林業基本法が定めます2つの目標につきまして、具体の数値を検討してまいります。

目標の2つ、ここに書いてございますとおり、多面的機能の発揮に関する目標と、林産物の供給及び利用に関する目標でございます。基本法の規定に基づきまして、この2つを基本計画で定めることになっておりまして、1つ目の目標は育成単層林とか育成複層林、天然生林の面積といったものを定めます。

2つ目の目標については、国産材の供給量とか用途別の利用料を定めるというものでございます。今日お配りした参考資料1の1ページに、現行計画における目標値が具体的に紹介してございますので、こちらでイメージをおつかみいただけるかと思っております。具体的な数値につきましてはただいま検討を進めているところでございまして、次回3月、計画の骨子をお示しする時点で具体的な数値も御覧を頂いて御議論を頂きたいというふうに思っております。

4ページ以降は、今、御説明いたしました5本柱に沿いまして、やや細かく論点と対応方向を整理したものでございます。

左側に主な論点というふうに書いておりますけれども、ここでの記述は、先ほど御紹介した資料1の一番右側の欄に書いたものと同じでございます。

それから、サブカテゴリーの立て方、例えば4ページのところでは森林管理ですとか間伐・再造林というふうに書いてございますけれども、この立て方についても資料1での立て方と基本的に同じでございますので、対照するように作成をしているものでございます。

以上、簡単でございますが、資料の御説明でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。情報量がかなり多いのに、それを簡潔に御説明いただ

いてありがとうございました。

それでは、これから、先ほどから申していますように、皆さんの御意見を頂くということになっていきます。これまでもそれぞれのパーツパーツの議論をする際に、皆さんから御意見を頂いています。それはもう議事録にも載っているわけです。それをもう一度繰り返していただいても全く構わないんですが、今回は全般的な、つまりこれまでの議論を踏まえた上での総括的な御意見という形でお願いできればと思います。

実はそうなる、当然皆さん、多くの時間を使ってたくさんのおっしゃりたいということになると思うんですが、残念ながら時間が限られておりますので、事前にもお願いしているように、1人3分程度でお願いできればというふうに思っております。

それからもう一つ、これまでですと1つ御意見、若しくは質問を頂いたら、それに対して事務局、林野庁の側から逐次回答をいただくか、若しくは数人の方からの御質問や意見をまとめて回答を頂くということになっております。今回はこのやり取りをなるべく少なくしたいというふうに考えております。つまり、それは委員の皆さんからの意見を何しろなるべくたくさん十全に頂きたいということなんですが、それでこれまでは御意見についても御質問についても、つまり質問については当然答えることになると思いますが、御意見についてもそれに対する林野庁からのコメントというのをなるべくお願いしていたというふうに思っていますが、今回については委員の発言の中で、特にこれについては回答を求めたいというのがない限りは、回答は控えさせていただくという形にさせていただきたいと思っております。

それから、回答を求められた質問に対するお答えについては、かなりまとめて、途中で休憩を取りたいと思っておりますので、その休憩の前の1回になるのかと思っておりますが、なるべくまとめてやるような形で、議事の進行は、意見をたくさん何しろ発言いただくという方に割きたいというふうに考えております。

つまり、今回は、今、企画課長さんからありました御報告内容に対する、質問よりは、それを踏まえた上での自らの御意見という形でどうかなるべく御発言をお願いしたいと思います。それが全般的な皆さんへのお願いです。

それで、これお詫びかたがたになってしまうんですが、実はこれまでの各論のところ、その各論のテーマに即した形で、事前に何人かの委員の方に私の方からお願いして、議論の冒頭に発言をお願いしていました。その中で本当に申し訳ないことに、河野委員と斎藤委員と福島委員にはお願いしていませんでした。これは本当に申し訳ございません。それで、まずは今の3人の委員の方からご発言をお願いし、発言時間も大幅にはならないんですけども、先ほど

3分と言いましたが、もう少し長めに、心持ち長めに御発言を頂くという形にさせていただいて、少しおわびの意味を込めたいと思っております。お三人の委員の方、よろしいでしょうか。うなずいていただいたというふうに思われますので、ありがとうございます。

それからもう一つ重要なことですが、発言の順番ですが、これいろいろな順番のやり方があり得るんですけども、参考の2のところに林政審議会委員名簿というのがあります。その上から順番に御発言をお願いするというのが一番問題がないんじゃないかと思っております。そうなりますと、小野委員から始まって、最終は長濱委員ということになります。ただし、河野委員と斎藤委員と福島委員についてはその順番ではなくて、初めに御発言を頂くということにさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

ここまでについて、何かやり方について、御質問、御意見があればよろしくお願ひします。よろしいですか。

それでは、これから始めたいと思います。

まず初めに、それでは河野委員の方から御発言をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○河野委員 日本消費者協会の河野でございます。発言の機会を頂戴してありがとうございます。

今回御提示いただきました新たな基本計画において、キーワードをグリーン成長と置き、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長・発展させることで、2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現していくという、その施策全体の方向性には大いに賛同させていただきたいというふうに思います。その上で、消費者の立場から3点お伝えしたいと思っております。

1点目は、重要施策、5番目の新たな山村価値の創造に関連いたします。

森林・林業・木材から得られる利益というのは、産業構造から受益までのサイクルが非常に長期になる点を考えますと、毎日の暮らしをどう成り立たせていくのかという点にもう少し踏み込んでいただきたいと思います。林業をなりわいにしたときに、今と将来に対してここで生きていくという自信と確信を得られる施策、更に教育環境整備なども含めた次世代を担う若い世代の希望や期待につながる具体策をもう少し広く書き込んでいただきたいと思いますというふうに思っております。

2点目になります。2点目は、提供材における情報開示についてでございます。

脱プラスチックや2050カーボンニュートラルとSDGs達成が国内外の目標となっていて、

森林・林業には追い風であると思う反面、木材だからという理由だけで優位性があると主張するのは無理があるのではないかというふうに考えます。消費者にもっと木材を利用してほしいと考えるのであれば、JAS製品やKD材など、品質管理や性能の情報、さらに合法木材の証明等の情報提供をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

農産物や食品、工業製品は、消費者向けの一般化されたルールによる表示がございまして、その表示内容によって消費者は購入の判断を行っています。木材利用が環境破壊につながってしまうというような誤解を解消するためにも、積極的に情報開示への対応を進めていただきたいと思います。

また、前回提出の意見書にも書きましたが、発電用の木質ペレットやチップの輸入量が急増している中で、その持続可能性について懸念の声が上がっています。国産材を中心としたバイオマス燃料の効率的・効果的利用促進のためにも、平成18年に作成された合法性証明ガイドラインについて、是非持続性の担保という視点から見直しをお願いしたいと思っております。

3点目は、メッセージの発信方法についてです。

今回のような国の計画においては、何を行うかは書かれていますけれども、誰が、どのような方法でという書き込みが不十分な場合がございます。誰が、どうやって、更にどのぐらいの予算規模か明確に分かるような記述をお願いしたいと思います。

更にお願したいのは、私たち国民に望みたい行動についてもしっかりと書いていただければ、国全体への大きなメッセージとなるとと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございます。今のは特に御質問はなかったというふうに考えてよろしいですね。

○河野委員 はい。意見でお願いいたします。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、次に斎藤委員の方からお願いいたします。

○斎藤委員 発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

新計画では、国土の保全と木材産業を支える資源の確保、重要な森林資源の管理、それを支えるための山村の活性化、出口となる木材産業の強化、という柱を踏まえた明確な構成となっている存じます。

木材のカスケード利用を、キーワードとして含めることは可能でしょうか。PDF配布された野田委員の御意見にもこの語がございました。現在、木材のエネルギー利用により木材の活用

に弾みが付いており、バイオマスの熱源利用を決して否定するものではございませんが、日本の人口が木材のみにエネルギー依存したならば、数年で森林資源が枯渇するという試算で知られますように、エネルギー利用はマテリアル利用に比べ格段に資源を消耗いたします。バイオマスの熱電利用の側面が強調されすぎますと、本来のサステナビリティを目指すあり方が変容される不安もございます。そこで、バイオマスの熱電利用をキーワードとして挙げるなら、その上位概念とも考えられる木材のカスケード利用もメッセージとして同時に挙げておくことが必要なのではないかと存じます。

○土屋会長 ありがとうございます。

一応全部確認していきたいと思うんですけれども、斎藤委員も特に質問は現時点では求めないということよろしいですか。

○斎藤委員 はい、そうでございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、もう1人、これまで御発言いただけなかった福島委員の方からお願いいたします。

○福島委員 福島です。よろしいですか。

○土屋会長 はい、どうぞ、お願いします。

○福島委員 よろしくお願いいたします。

今回、新たな基本計画の方向性の素案として挙げられた5つの点は、正しい方向性なのではないかなというふうに感じております。加えて、私自身が重要と感じているテーマは、次世代を担う若い世代への情報発信や人材育成の強化ということです。

今回のコロナの感染拡大によって、改めて自然環境の保全や環境問題への取組の重要性に関して、国民の意識が非常に高まっているというふうに思いますけれども、とりわけ1980年代生まれのミレニウム世代、それからその下のZ世代といった若い人たちは、社会に貢献したい、社会課題解決に取り組みたいという思いを非常に強く持っている人が多くて、環境問題への関心も高いということを日頃から感じております。そうした世代への情報発信を強化をしていただいて、レクリエーションであったり、あるいは新しいライフスタイルでありますワーケーションなどを通じて、森林資源のすばらしさを体感してもらう機会を増やすとともに、森林資源の適正な管理の大切さを学んでもらうことが重要なのではないかなというふうに思います。

また、持続可能な林業・木材産業を確立する上でも、若い世代の新規参入が欠かせないというふうに思います。昨年10月の林政審議会で、林野庁の御説明の中に再生林の分野などで新し

い技術を使って参入する若者が増えているという御説明を頂きまして、未来に向けて少し明るい光を感じました。もちろん、人数としてはまだまだ少数なんだと思いますけれども、そうした流れを途絶えさせることがないように、現場の若い人たちの声を聞いて、魅力的な産業とするために何が必要なのか、ニーズをしっかりと捉えて、それに沿った取組を行うことが求められていくと思います。

また、大学、高校、林業大学などの林業経営、あるいは技術を学べる教育の場の充実、収益性の向上や経営に対する行政のサポートなど、若者が林業・木材産業に魅力を感じて新規参入者が増えるような環境を作っていくことが持続可能な産業としていく上で不可欠だというふうに思います。

また、先ほどの御説明にもありましたけれども、これからITとかAI、ドローンといった新しいテクノロジーの活用も、効率性、競争力強化の面でこれ欠かすことのできない要素だと思えますけれども、この点においてもデジタルネイティブの若い人たちの力が欠かせないというふうに思います。

お話ししましたように、森林資源の持つ価値、適正な管理の重要性に関して、若い世代への情報発信の強化と、若い人が魅力を感じる林業・木材産業の育成が新たな基本計画における大切なテーマの一つになるのではないかなというふうに思います。

それともう1点は、新しい潮流として重視すべき、素案の5つのポイントの中でも挙げられていますけれども、都市部における、高まっているオフィスビルとか商業施設、また病院や学校などへの木造建築のニーズということだと思います。以前も少しお話しさせていただいたかと思えますけれども、以前、都市部における木造建築をテーマにしたフォーラムのコーディネーターを務めさせていただいたときに、施主となる企業側の環境問題やSDGsへの取組として、積極的に木材を自社ビルとか研修所に使用したいという、大変ニーズが高まっているということを感じましたし、木材の持つ温かみとか安らぎから、病院とか学校、図書館などへの、民間企業だけではなく、自治体も含めて木材建築のニーズが高まっていることを実感いたしました。

木材の技術革新、それから企業側の環境経営の強化という時代の流れの中で生まれたこうした新しい需要を、林業・木材産業の発展にいかすために、需要サイドと供給サイドが情報を共有して、連携を強化していく、そういう仕組み作りがこれから求められているのではないかなというふうに感じます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

3人の方、非常に手短に簡潔にまとめていただきましてありがとうございます。

今の福島委員も御質問という形は特にないということでもよろしいでしょうか。

○福島委員 はい、結構です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、初めに御指名をして御発言をいただきました3人の方の御発言が終わりましたので、先ほど申し上げましたように、参考2の委員名簿に従って、上から順番に御発言をこちらから求めていきたいと思えます。

先ほどから何回も言って申し訳ございませんが、1人3分程度でお願いしたく、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに小野委員、よろしくお願ひいたします。

○小野委員 小野なぎさでございます。よろしくお願ひいたします。

私からは、2つ意見がございます。

1つ目は、今回、前回からも含めて資料をいろいろ拝見させていただいて、1点ちょっと言葉の使い方について違和感があるものがありまして、イノベーションという言葉が多く使われているかと思うんですね。林業イノベーションであるとか、イノベーションにおける林業とか、今回の資料においてもイノベーションに大きな期待という。イノベーションという言葉、業界によってもいろいろな定義があつたりですとか、使われ方がとても曖昧な言葉なので、読んでみると具体的に何を指しているのかというのが分かりにくいような気がいたしました。日本語に置き換えるか、又は言葉の定義をもう少し明確にさせていただけると読みやすいかなと思えます。逆にもし既に定義等ありましたら、教えてもらえればなというふうに思えます。

2点目です。森林サービス産業の部分についての意見です。

森林の場合、空間自体の利用によって生まれる森林サービス産業については、これからもしばらく続くウィズコロナの時代の中で、関心がより高まるように感じています。

その中で、地域の森林の植生をはじめ、生き物や地域に伝わる文化や伝統など、森林にはその土地によって人との関わりが異なるという点が魅力の一つでもあります。是非その地域の魅力が生きるよう、同じモデルを増やしていくような仕組みではなく、健康への関与にとどまらず、教育や文化、暮らしの視点から地域の魅力がサービスとなるよう、今後とも検討をお願いできればなと思えます。

また、サービスという、今回、森林サービス産業ってサービスですけれども、目には見える

ものではないので、木が1本幾らとか、そういった価値や成果というのが計りにくいものであると思っています。

今は共感や支援など、思いに対してもお金の動く時代です。是非見える価値、計れるものにとらわれず、是非関係人口を増やす中で、山にお金の落ちる仕組みを今後も検討いただきたいなと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。特に御質問という形では今のところないということでよろしいですか。

○小野委員 もし1点、イノベーションに関して何か明確な定義があれば、サポートを頂けると助かります。

○土屋会長 それでは、次の委員の方の御発言にいきたいと思います。

それでは、吉川委員、こちらの林野庁の会場の方から御参加です。よろしく願いいたします。

○吉川委員 どうも、吉川でございます。今年の1月から林政委員として参加をさせていただいております。新たな基本計画の検討に当たりまして、私ども林業経営者の立場から2点ばかり申し上げたいと思います。

1点目は、まず林業を持続可能な産業にしていくための考え方をこの基本計画の中に示していただけないだろうかということです。これがなくて林業の成長産業化などできるわけがないのではないのでしょうか。林野庁でもいろいろ試算をされておりますが、現在の立木価格では林業経営として採算を合わせることは極めて難しく、将来の展望も見えないことから、伐採後、山へ再投資する余裕も意欲もない山林所有者が増えているというのが実情です。昨年度はおおよそ8万ヘクタールの伐採に対して、3万ヘクタールしか造林されていません。林業を持続可能にするための植えて、育てて、伐って、また植える。こういう本来あるべき事業サイクルが崩壊の危機にあるのではないかと思います。

超長期の事業計画や、その展望が必要な林業経営において、極めて抽象的ではございますけれども、将来に夢を持てるような政策や方針が不可欠なんだと思います。国産材の需要が高まり、立木価格が上昇すれば問題解決するとは思われますが、そもそも原木価格が国際相場を前提にするというのであれば、原木価格に占める立木の価格の割合を諸外国並み、おおよそ50%から70%とお聞きしておりますけれども、に誘導していくための施策が是非とも必要ではないのでしょうか。

ちなみに、我が国においても原木価格に占める立木価格の割合は、平成7年には54%ありましたが、令和元年には22%までに落ち込み、現在もほぼ同水準で推移をしております。同様に、製材品価格に占める割合は20%あったものが5%にまで落ち込んだ状態のままです。製品価格はほぼ横ばいで推移しておりますので、生産コストの上昇分を立木価格の引下げによって補ってきたことができるのではないのでしょうか。林業経営に直結する立木価格を確保するためには、原木生産、再造林、育林作業など、それぞれの段階でのコストダウンすることが間違いなく最重要課題です。

また、エリートツリーなど、苗木生産から木材の流通・加工まで、様々な分野での技術革新に向けた取組が進められており、多くの成果があることを期待しているところではございますが、特に林野庁に考えていただきたいのが道の問題です。

これまで作業道を中心に林内路網の整備が進められてきましたが、欧米諸国並みに原木コストを引き下げるためには、10トン車が安全に走行できる基幹的な林道が不可欠だと思います。その整備に当たっては、国と県が主体となって、地域全体のインフラ整備という形として計画的に進めていただけないのでしょうか。

また、具体的な整備に当たりましては、各地域で単層林施業を継続する山を明確にし、そこに集中的に整備していくことが重要だと思います。このほか、それぞれの地域の環境条件を踏まえつつ、その地域で林業経営を維持するために必要な立木価格の目安について、関係者で共有することも必要ではないかと思えます。

極端な話になりますけれども、森林だけではなく、林業自体の果たしている役割についても、もっと国民の理解を深め、少々国産材が高くても使っていただけるような社会を形成していくことが必要なのだと思えます。

2点目は、森林サービス産業についてです。

木材生産を主体とする林業経営を継続することが困難な森林については、森林空間を利用した収益機会を生み出す方策として、森林サービス産業を林野庁でも打ち出していることは大変有り難いことだと思います。ただし、実際に森林空間を利用して様々な森林で活動するための施設を整備しようとする、活用内容や、例えば駐車場の整備、インフラ整備することにより、地目評価が森林から雑種地に変わり、それに伴って固定資産税が跳ね上がるというケースが見られます。森林として活用する場合、それに伴ってそこに必要な施設も林地と評価し、固定資産税の負担を抑制しないと、森林保全を逸脱した営利目的の開発を誘発するおそれがあるのではないのでしょうか。

また、森林の活用という点を進めることが重要であり、森林所有者以外の開発を目的とした事業者の参入を規制しないと、かつてのリゾート開発のように、森林が単なる利活用地となり、育林施業が放棄され、持続可能な林業経営に離反したものになることも懸念しております。

したがって、森林サービス産業の推進に当たりましては、国としても推薦するだけでなく、事業者の資格等の規制や税制面での優遇措置など、総合的な検討を進めていくことが必要だと思います。

以上でございます。

○土屋会長 御意見どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、皆さん時間を守っていただいているので、非常に順調に進んでいると思います。ありがとうございます。これまでも非常にたくさんの論点が出てきているんですが、引き続き各委員から様々な論点を提示いただくと有り難いと思っております。

次は、名簿に従いますと古口委員、よろしくお願いいたします。

○古口委員 茂木町長の古口です。3点申し上げます。

山村を振興させていくためには、林業・木材産業を持続可能な成長産業として発展させていく必要があります。そのためには、稼げる林業にしなければなりません。そして、林業従事者の所得の向上と労働環境の改善を図っていく、このことが必要だと思っています。これが1点目です。

2点目。林業普及指導員についてです。

過去に比べると、普及員の数が大きく減少しています。新たな技術等の普及や、新たな制度を確実に進めていくためにも、林業指導員の存在は欠かせません。適正な人員配置をしていく必要があると思います。

3点目です。公共施設の木材の利用については、まだまだ私は進んでいないと見ています。行政側が国産材利用の重要性を理解せずに、どうして一般建築にまで普及させることができるのかと思います。やはり公共施設には必ず木材を利用する、あるいは木質化をしていく、こういうことをしっかりとまずは行政側が認識して実践をしていくべきだということを計画書に書き込んで欲しいと考えています。

以上3点、意見として申し上げさせていただきます。

○土屋会長 古口委員、非常に短時間でまとめていただきまして、どうもありがとうございます。御協力ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございました。もう少し時間的には余裕があったんですけども、ど

うもありがとうございました。結構です。どうもありがとうございました。ひとまずは。

まだ時間がうまく順調に皆さんの御発言が済みましたら、もう一回機会があり得るかもしれませんが、そのときまたお願いいたします。ありがとうございました。

○土屋会長 それでは、次にいかせていただきます。

まだ委員になられてから余り時間がたっていないくて恐縮ですが、砂山委員の方から御発言をお願いいたします。

○砂山委員 砂山亜紀子です。よろしくお願いします。

全体としての印象からお話しさせていただくと、とてもよくまとめられた5つの柱だということは、私もそう思います。これを読むに当たって、前回の基本計画なども少し読ませていただいたんですが、現場の立場からしますと、この5年間も基本計画に沿った形で進んできているんだなということは、すごくよく理解できました。ということは、今、改正しようとしている基本計画も、これに基づいて5年間進んでいくんだなということを念頭に置いた上で、少し意見を述べさせていただこうと思います。

1つ目は、新しい林業というところなんです、やればよいということはずごく分かるんです。できるところまで来ているということもすごくよく分かるんですけれども、正直なところ、費用面だとか、現場の人員だとか、そこの技術についていけないんです。その技術を使える人だとか、設備投資が可能な事業者だけがすればよいということではないと思うので、業界全体が底上げしていくためにどうすればいいかということも、どうサポートしていけばいいかということも併せて盛り込んでいただければいいなというふうに思いました。

もう一つは、低コスト林業という言葉が、やはり現場の立場からとても引っかかりを覚えます。

新しい技術を取り入れて、手を掛けずに造林・育林をして、そこにコストを掛けないでいこうという、そういう思いはとても必要だとは思いますが、ただそれによって木材産業の原価が下がるという、原木の木材価格が更に低迷してしまうようなことであっては、私たち林業者としてはそこは望まないんです。

今の材価を更に上げることを目標としながら、できれば補助も維持していただかないと、現状、山元に返るお金も少ないし、皆さん、この資料を御覧になってお感じになっているかと思いますが、林業従事者の給料面だとか収入、所得に関するところというのは、まだまだ不十分なんです。それを続けていくと、ひょっとして国際競争力は上がるかもしれないけれども、実際に山で伐ってもいいよとおっしゃってくださる所有者さんもいらっしゃらなくなるかもしれ

ないし、仮にあったとしても、伐ってくれる事業者が、従事者がいなくなってしまうというところに私はとても危機感を覚えます。

その従事者のことなんですけれども、やはり山村の振興というところにもつながると思うんですが、仕事は選べないけれども地域に残りたいとか、森林保全にとっても意義を感じて貢献したいと思って志を持って来てくださる若い世代の人たちがすごく増えているということは肌で感じるんです。ただ、その人たちですら生活が成り立たないという理由で応募しなかったりとか辞めていってしまうというのが現状あるんです。特に私が携わっている能登の奥能登地域だとかというところは、林業地、有名林業どころではありませんので、そういうところに正に人を寄せるためには、お給料だったりとか、職場の環境、待遇、そういうところを今以上に上げていかないと、やはり働いてくれる人がそこで働き続けるというのが難しいというふうに思っています。

それは受け入れる側、事業者として、事業所として、雇用を受け入れる側も今までどおりがそうだからということではなくて、そこも変わらないといけないと思うんです。そこは支援策なのか何か分かりませんが、盛り込んでいただけるような施策になると、もっと若い方が働きやすい、新しく林業を志したいという方が働きやすい産業になっていくんじゃないかというふうに思います。

基本計画なんですけれども、やはり現場としては国の大きなところで議論されたほか、県に下りて、市町に下りて、だんだんと山に近づくに従って、何か思いが少しずつ変わってくるような感じがするんです。運用が国の思いとはちょっと違うところに、例えばお金を使わなければいけない、こうしなければいけない。先ほどから木質バイオマスの材を確保するためには、カスケード利用だということは再三おっしゃっておられて、それはもちろん当たり前の、未利用材を使っていくということは基本そこなんですけれども、これを、文章になったものを、じゃどう読み解いていくかという、きっと現場に来たときに、ああ林野庁、今度路網から架線にシフトしたなというふうに、なぜか大きくみんなかじを切ってしまうんです。右へ倣えで、そうである議論はしたことはないのに、実際現場に下りてきてしまうとそうなってしまうということが、今までも多分、繰り返されてきていると思うんです。

なので、もう基本計画を作るときに、一番最初の森林資源の適正な管理・利用のところであったんですけども、林業に適すところはこうです、適さないところはこうですという、そういう2段書きというか、みんながそうならないで、自分たちで本当は考えるんだよという、そこに何か余白を残すような書きぶりをしていただけると、私たちまた一段考えるようになるん

じゃないかなというふうに感じました。

長くなりました。以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。現場からの非常に貴重な御意見だったと思います。

それでは、さくさくといかせてください。次は立花委員、よろしくお願いします。

○立花委員 立花です。

まず、今日の資料のところで用語について気になる点がありますので、そのことを最初に触れます。

グリーン成長という言葉については、もう10年ほど前から国際的には使われていると思いますが、グリーン経済とか、あるいは30年前にはグリーンGDPという言葉もありました。類似する言葉がいろいろある中で、森林・林業・木材産業において、このグリーン成長を使うことの意味・意義というのをしっかりとアピールできるような形で定義付けるということが私は必要だと考えています。

あともう一つは、国際競争力と地場競争力のところが気になりました。

国際競争力是对外的に言い、製材品なら外国の製材品との間の競争力を付けるということだと思います。それは国内市場、国際市場、両方ともあり得るわけですが、地場競争力という言葉が私には何かいま一つしっくりきませんでした。地場にあるほかの企業と競争するのかどうなのかと感ずるためです。その辺りのところで別な言葉がないかなというのをいろいろ考えましたが、まだ思い浮かぶことができておりません。この2つのところが気になりましたので、用語について検討をお願いできればと思っております。

あと、新しい林業という言葉が出ておりまして、私はいろんな分析がなされて、いい方向だと思っています。

全体として、今日提示された5つの方向は、今、正に必要なことを述べておられると思います。そうした中で、これから3つの点を簡潔にお話ししたいと思います。

まず、一つが情報の部分です。造林から間伐、主伐までを含む林業活動について、なかなか売手と買手の情報が共有できていないというのが大きな問題だと私は考えておりまして、こういった情報を共有するような場を作る。つまり、先日の林業成長化の成果発表会の際に出たように、あるエリアにおいて取引情報をしっかりと共有するような機関を作ることが必要なんじゃないかなと思います。そうした意味で、こうした情報をしっかりと把握して発信するような機関を含め、サプライチェーンマネジメントの構築を目指すということが必要じゃないかと考えております。

2つ目が、前回の審議会で意見を出せなかったところなんですけれども、無垢材と集成材について私はこれから両輪でいくべきだと考えております。集成材などの高度加工木材の利用が拡大する中でも、無垢材として利用していくことは重要な意味を持ちますので、将来無垢材をどれだけ使うのか、集成材を含む高度加工木材をどれだけ使うのかという絵を描いた上でシナリオ分析をすることが必要と思います。

今回、林業経営のシナリオ分析はされていますので、今回の基本計画では時間的に難しいかもしれませんが、将来的にはそうした分析を行うことによって、先ほどお話がありましたような、立木価格へとしっかりつなげていくことが大事だと思います。製材や合板などの木材加工産業の場合ではこうだ、林業生産の場合ではこうだという分析を踏まえて、立木価格はこういうふうになっていくのではないかというような方向性を打ち出して政策を採っていくことが必要じゃないかと思います。

最後ですけれども、前回の審議会でも御発表がありました、建築物のストックが老朽化して、特に都市部を中心としながら、中高層ビルを建て替える、その中で木材を使うという方向性は非常に重要だと思います。ただ、そうしたときに、建物を壊したとき、解体後にその建築廃材をどういうふうにするのか、そこで木材を使った場合には、どのようないいことがあるのかということをもっと明示していくということが必要なんだと思います。

それによって、正にカーボンニュートラルな社会を我々は目指すのに対して木材を使うことがこんなにメリットがあるんだということを、この基本計画の中でも示していけるとと思います。これが今回できるのか、次回になるのか分かりませんが、これは必須なこととして私は継続して取り組んでいくべきことだと考えております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

これで今、立花委員のところまで8人の委員の発表がありました。全部で特別委員を含めると22人かと思うので、まだ少し半ばまで行ってないというところです。

続きまして、玉置委員、御発言お願いいたします。

○玉置委員 玉置でございます。

今回、意見、論点、対応方法というふうに整理していただいておりますので、それぞれの分野ごとにとっても分かりやすくなっております。そんな中で、3つ意見を述べさせていただきます。

まず、防災のところですが、保全管理とか林地開発許可制度の中に入るかどうか分かりませ

んが、太陽光パネルの件です。

林地開発許可制度とか伐採許可制度というものが施行されていると思いますが、豪雨のごとに立木ではなくて太陽光パネルの表層雪崩みたいな絵面を見るにつけて、2次災害の防止のためにも、是非こういう制度を省庁を超えて許可や指導強化に取り組んでいただきたいというふうに思います。

2つ目は、木材、加工・流通のところです。

今、ほぼ外材に頼っている集成材についてですけど、今後、中大規模建築物が増えていくにつれて、ますます需要は高まるのではないかというふうに思っております。樹種とか加工、価格などの問題はあるかもしれませんが、品質・性能には自信のある国産材ですから、生産量上げて、競争力強化に取り組むことによって、強力な加工産業になるのではないかというふうに思っております。

最後に、建築物における木材利用についてです。

都市等の非住宅建築物とありますが、今後、木材利用の大きなステージになると思われまので、ここは大きく2つの柱に分けて、都市の木造化建築物と非住宅建築物の木材利用というふうに分けた方がいよいのではないかと思っております。

非住宅施設などというのは、地方でも本当に多く目にするようになりました。また、都市の木質化のためにも、耐火部材とかCLTなどの商品開発というのも進んでおりますけれども、そういう一部の使い方ではなくて、誰でも使える仕様設計とか、効率的な設計施工マニュアルとか、部材の合理化など、研究が急速に進んでいると思っております。多くのことがここには盛り込まれていると思われまので、是非丁寧に説明をしていただければと思います。

いずれにしても、事業主や消費者に理解していただけますよう、納得、信頼していただけますよう、情報発信とか普及活動は必須だと思っております。

以上、3点です。

○土屋会長 どうもありがとうございました。

続きまして、塚本委員、お願いできますでしょうか。

○塚本委員 塚本でございます。発言の機会を頂きましてありがとうございます。

今回示されました新たな基本計画の対応方向素案につきましては、審議会でのこれまでの議論や事業者及びパブリックコメントなどに寄せられた意見などを踏まえ、非常にバランスの取れた内容になっていると思っております。これまでの審議会での議論の中で、経済林としての視点に偏ることなく、森林の生物多様性の保全や文化など、森林の持つ多面的な機能発揮に配慮した

政策が必要ではないかとの議論があったかと思います。この点については、大変重要な視点でございませし、私から異論を申し上げることはございませませんが、戦後、復旧造林と資源育成のために社会の要請を背景に積極的な造林施策が進められ、現在、1,000万ヘクタールに及ぶ人工林が造成をされています。

今後の森林・林業施策を考える上で、これらの森林の維持管理コストを誰がどのように負担していくかという議論は避けては通れないと考えます。国の財源には限りがあり、私は当初から現行計画で進められている林業の成長産業化という基本路線は堅持いただきたいと述べていただいていたいました。

今回お示しいただいた新たな基本計画の対応方針のポイントでは、森林・林業・木材産業におけるグリーン成長が掲げられており、またグリーン成長については、資料3の2ページ目の1行目に、森林の多面的機能による恩恵を享受できること、林業・木材産業を持続性を高めながら成長産業化することを通じて、社会経済の向上に寄与することとされており、環境と経済との両立を目指すとの方向性が明確に示されています。これは、国が示しております「2050カーボンニュートラル」の考え方にも合致するものであり、大いに賛同するところでございます。

また、そのための具体的な施策として、資料2の下の方に示されております右の枠囲いの2つ目の林業イノベーションによる伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする新しい林業でございますとか、またその下の枠囲いの中小の地場工業などによる高単価、多品目製品の生産力を高める地場競争力の強化などの新たな視点を示されており、今後の展開について大いに期待をしているところでございます。

なお、一番上の枠囲いの森林資源の適正な管理・利用につきましては、現行計画を踏襲し、林業に適した森林は適正な伐採と再造林の確保、また、それ以外は針広混交林の森林づくりとされております。

この点について、少し意見を述べさせていただきます。

昭和40年代を中心に、各都道府県におきまして民法法人である林業公社が設立され、水源林の整備や中山間地域の雇用創出などのニーズに対応して、分収方式による森林造成が進められてきました。本県におきましても、昭和36年に設立され、スギ、ヒノキを中心に1万5,000ヘクタールの森林が造成されています。審議会でもお話がございましたが、過去数十年の社会経済情勢の変化により、林業採算性が低下するなど、林業の経営環境が激変する中、本県の林業公社では、分収契約を見直し長伐期化を進めるとともに、採算性や土地所有者の実情に応じて

非皆伐施業を実施し、針広混交林化に努め、伐採後は植林によらない植生回復が可能な森林に誘導するとしております。

全国的にも同様の取組を進めておられる林業公社があると思われまます。国におきましては、これまで林業公社に対して、補助事業、融資、地方財政措置など、様々な支援を講じていただいておりますが、土地所有者の理解を得ながらこうした取組を進めていくためには、引き続き国からの支援が必要でございます。是非地域林業の必要不可欠なプレーヤーと位置付けていただきまして、林業公社にも目配りをしていただきたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

休憩を取るかどうかのところなんです、私まで行っちゃいましょうか。

それでは、座長ではなく一委員として土屋の方からも発言させていただきます。

実は、総括とって最後のところで少し総括的な座長若しくは会長としての意見を述べさせていただきますので、ここは個別の私の専門に近いようなことについて述べさせていただきます。

私、これまでも発言してきたところなんです、森林の多面的な機能の十全な発揮というのは、森林・林業基本法の基本的な考え方であるということは皆さんも御承知のとおりだと思います。その中で様々な施策が2001年の森林・林業基本法ができて以来、続けられてきたわけですが、特にこの十数年間は主に木材生産とその利用に重点が置かれて、様々な施策が進められてきたという気が私はいたします。そのことに関しては、一定の成果が得られてきたというふうにも感じております。

そうしますと、今必要なのは、木材生産以外の、いわゆる非経済的な機能の底上げということが非常に必要なんじゃないかというふうに考えております。具体的に私が述べさせていただくのは、特にその中の生物多様性とレクリエーション機能についてなんです、どちらも不十分と言わざるを得ない、現在の基本計画の枠組みでは不十分と言わざるを得ないと思っております。

生物多様性については、国有林のみで分担しようとする姿勢が見られますが、国有林が偏在していることや、全体の中での国有林の割合からして、そこだけで担保するのはやはり無理なところがあって、民有林での施策の充実が必要ですが、現状は貧弱ではないかと思っております。例えば、森林認証制度の更なる促進とか、それから最近言われている保持林業の推進とか、そういったことはもっと積極的に捉えるべきではなかろうかと思っております。

また、レクリエーションおよび教育機能についても、今は山村振興ということとくっつけた

形で森林サービス産業ということを言われていますが、それももちろん大事なんです、森林でそうした利用がやりやすいような施策、レクリエーションや教育機能が必ずしも経済的な産業ではないような形でも、様々な担い手が森林で実施することを容易にするような施策がもっと取られるべきではないか。

例えば国有林について見てみると、相変わらず登山道の利用等については非常に消極的な態度が見られるなど、必ずしもこういったことに対して森林行政が積極的に進めていない面があります。それこそ意欲と能力を持ったレクリエーションや教育の主体に対しては、規制の緩和等も含めて考えるべきというように考えています。

これらのことを考える際に参考になるのは、これも前に発言したことなんです、ヨーロッパの動きです。欧州グリーン・ディール政策が既に公表されていますが、その中で言及されている欧州森林戦略が今策定中です。パブリックコンサルテーションが終わって、もうすぐ最終段階に入っていくところですが、その骨子を見ますと、1番に挙げられているのは生物多様性の維持、あるいは再生ということなんです。御存じのとおり、欧州の林業政策については日本も最近、非常に学ぶところが多いということで、様々な取組がされていますが、その欧州の森林政策の1番が、まずは生物多様性であるということを我々は学ぶ必要があるというふうに思っています。

そういったことも踏まえれば、日本の森林・林業基本計画って、正に欧州の森林戦略に対抗したものとしてあるわけですから、是非将来の展望を踏まえた幅広い視野を持ったものにしていただきたい。その際、先ほど立花委員も言われましたが、グリーン成長という言葉が合っているのかどうかというのは一考を要するところだなというふうに思っております。

あと1点です。ごめんなさい。SDGsという言葉が最近はやっていますが、これは御存じのとおり、国連の2030年アジェンダとして日本政府も承認したものです。日本も積極的に取り組む必要があるわけですが、その中で一番重要な言葉は、「誰も取り残されない」ということなんです。それが森林・林業政策でいうならば、例えば主流の採算性・効率性を重視した林業に対して、零細・小規模な林業をどう支えていくのか。それから、大規模化を進めている製材工業に対して、地域の需要に応えたような小規模製材工場をどうしていくべきなのか。それから、消滅の危機が本当に迫っている部分もある山村をどう支えていくのか。そういったところについて、積極的に明示的に取り組むということが非常に今期の森林・林業基本計画には求められていると思いました。

以上、ちょっと長くなりましたが、発言に代えたいと思います。

ちょっと私が自ら長くしゃべってしまって申し訳ないんですが、今ここでちょうど11、真ん中まで来ました。ですので、事務局の方からもそろそろ休みの時間かなというような指示になっておりますので、ここで一旦10分ほどの休憩を取りたいと思います。

それで、これまで余り質問という形式は実は一度しかなかったんですけども、もしも林野庁の課長さん、部長さん、それから長官の方で、特に発言したいコメントというのがありましたら、再開冒頭に少しその時間を取りたいと思いますので、御準備をお願いしたいと思います。以上です。

では10分間。この時計で51分までにしたいと思います。

では、休憩に入ります。

午後2時41分 休憩

午後2時51分 再開

○土屋会長 51分になりましたので、そろそろ再開させていただきたいと思います。

こちらの会場の方は御着席をお願いいたします。オンラインの方は大体画面の前におそろいでしょうか。時間になりましたので、再開させていただきます。

それでは、先ほど休憩に入る前に、林野庁の方からももしも御発言があればということで時間を作るということを申し上げました。

それで、1点だけ明示的に回答を求めたいというのは、小野委員の方からイノベーション等の言葉の使い方についてというお問い合わせがありました。これについてはどなたになりますか。どうぞ。

○木下研究指導課長 研究指導課長です。

イノベーションの使い方ということで御質問を頂きました。言葉としては、私たち林業イノベーションという言葉の使い方としては、デジタル技術を活用したようなスマート林業の部分と加えて、エリートツリーとか、そのほかの分野というか、時間軸を超えたような新しい分野、新しい技術の導入を実証して実装していく。こういったことによって林業の諸問題を解決していくことを林業イノベーションという言葉を使わせていただいております。

一般的に「イノベーション」は、革新的な、これまでなかったような技術を導入して図る厳密な意味でのイノベーションと、それ以外にも厳密なイノベーションの言葉の定義を変えて使っていたりということが活用されていたりとか、実際使っているときは厳密な「イノベーション」、広い分野まで含めて「イノベーション」と呼んでいるような使い方、いろいろ現実にはされていると思います。私たちとしては、今までになかった革新的な技術を取り入れるという

ことも含めて「林業イノベーション」という言葉を使わせてもらいましたけれども、単独で「イノベーション」と使うことについては言葉の定義とか意味も変わってくる可能性もあると思いますので、本文での取扱いについては精査をさせていただいて、また御提案させていただくような形で考えたいというふうに思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかの林野庁の皆さん、これはちょっと一言言わせてくれというのがありましたら。長官も含めてよろしいです。途中退席ありますから。

どうぞ。

○河南企画課長 企画課長でございます。

立花委員からお話がありました定義の話について、若干申し上げます。

まず、グリーン成長という言葉なんですけれども、意識としては資料3の2ページの一番上に書いたところのとおりなんですけれども、森林資源の適切な管理を行いつつ、関連産業の持続性を高めながら成長・発展させる。ここでの持続性を高めるといときには、森林の持続性と、それからそこで働く方々を大切にするという観点も含めた経営の持続性という両面がございます。その両面の取組を行っていく必要があるという話と、更にそういう取組を通じて、森林・林業・木材産業だけの世界にとどまらずに、我が国社会経済全体の向上にも寄与していく、そういう姿を目指していくべきではないかという問題意識を掲げさせていただいたつもりです。

今申し上げたような意識全体を指す言葉として、何かしら言葉が欲しいなということで、今回はグリーン成長という言葉を用いてはどうかということでお示しをしたものであります。立花委員からお話ありましたように、グリーン経済とか、あるいはほかのところでもグリーン成長とか、これまで使われてきた言葉の、ちょっと言葉として適当かはあれですけれども、赤とか、そっちの意味に引っ張られるところというのがどうしてもあろうかと思っておりますので、今申し上げたような意識をしっかりお伝えするために、どういう工夫ができるかということをも更にご考えていきたいなというふうに思っております。

それからもう1点、地場競争力という言葉についてもお話がございました。ここで私ども国際競争力という言葉と地場競争力という言葉とを並べて今回使っているんですけれども、国際競争力の方が輸入されてくる製材品とかにもきちんと対抗できるような、コスト面とかというのを念頭に置いた、そういう競争相手が割とイメージしやすいもので使っている一方で、地場競争力という言葉が必ずしもそれと平行ではなくて、分かりづらいというお話だったかと思っております。

意識といたしましては、それぞれの地域の工場が関係する方々と連携しながら、市場が求める商品を提供していくことで、ほかの地域なりほかの素材とかにも打ち勝てるような、そういう競争力を持って活動してってもらいたいということなわけですが、ここもそもそもどういう意味かということがきちんと伝わるような工夫について、今日の御指摘も踏まえて更に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

キーワード的なものというのは、非常にこういった計画には必要だと思うんですが、だからこそ慎重にいろいろ考えなくちゃいけない部分もあるので、是非実際に6月に出ていくまでの間にいろいろ御議論を重ねていいものにしていただければと思っております。

ほかはよろしいですか。

それでは、引き続き委員の方からの御意見の拝聴に移らせていただきます。

それでは、後半の初めは出島委員からお願いいたします。

○出島委員 出島です。ありがとうございます。

生物多様性や保全という視点からは、土屋会長の方からかなり言っていただきましたので、もう少し具体的なところを少し話というか意見として言いたいと思っています。

今、日本の森林における最大の課題は、ニホンジカの増加拡大というのがかなり大きな問題になって、最大の課題ではないかというふうに思っています。若干の地域性はありますけれども、時間の問題になりつつあるという状況だというふうに認識しています。そういう意味では、ニホンジカの対策というのも単なる鳥獣害対策という言葉の中で扱う枠ではなくて、やはり生態系エンジニアという森林環境を大きく変えてしまっ、その機能を低下させてしまうという、そういう状況を理解した上で、もう一段、課題としての位置付けを上げるべきじゃないかというふうに思っています。既に国有林においてはかなり取組が進んでいるというふうに認識はしています。

ニホンジカの対策は、やはり生物多様性保全という側面だけじゃなくて、水源涵養をはじめとする公益的機能にも大きく影響しますし、この対応の方向性でも書かれているような国土強靱化だとか、治山対策、あとカーボンニュートラルというのも植生があってこそそのことですし、あと課題となっている再生林についても、ニホンジカの影響というのは少なくないというふうに思っています。そういうあらゆる課題に深く関わっていますので、そういう意味では対策をすること自体、非常に公益性が高いというふうに考えています。

もう一步踏み込んで言うとする、植えた苗を守るという鳥獣害対策という意味でのニホンジカ対策ということではなく、やはり捕獲を進めるというようなことが必要になってきていて、すぐということではないですけれども、中期的な視点としては、やはり森林の公益的機能を維持する取組として、森林管理、林業とニホンジカ対策というものが、もう境目なく、一体として行われるような方向性が必要になってくるであろうというふうに考えています。

ですので、繰り返しになりますけれども、鳥獣害対策という他の鳥獣と一緒にするよう、一緒にしてしまう位置付けではなくて、林業とニホンジカ対策が一体であるというような意識の醸成を図っていくような方向性というのが必要じゃないかなというふうに思っていますので、基本計画という中での課題としての位置付けをもう一段上げられないかというふうに思っています。

あともう1点、カーボンニュートラルの実現に向けて、やはり吸収源としての森林というのは非常に重要性がこれから改めて理解されるんじゃないかというふうに思っていますので、その中で間伐とか再造林が重要なのはもちろん分かっていますし、国際条約上、条約の達成上、重要なことも理解しているんですけれども、やはり天然林、究極の適地適木と言える天然林が長期的に吸収源として機能するということへの発信というのは、やはり足りないんじゃないかなというふうに考えていまして、その辺りの今後文章を具体的に作る中では意識していただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、順次、御発言をお願いしていきたいと思います。

次は、中原委員からです。中原委員は会場からの御発言でよろしく願いいたします。

○中原委員 中原でございます。

まず最初に、木材生産に関わる、先ほど先生がおっしゃったように、これに特価した形でいろんな施策が打たれたことによって、木材生産、生産性の効率だとかうんぬんということで、インフラの整備、これは非常に林業のやり方を変えることに貢献があったと思うんですが、ただそこに林業機械の導入、この特段の配慮で土木建設業ではあり得ないような50%の補助とかで普及しました。しかしながら、1,000万クラスの機械を2台買えば、自己資金を1,000万用立てなければいけないということで、それと償却の問題、それとメンテナンスの問題で、決して、数字はたたき出してはいるけれども、その維持管理に追われる日々が続いているということで、またこれも考えを新たにしなきゃいけない部分があるというのは事実なんです。

については、先ほどから言いましたように、民間事業体にしても何かにしても、林業に携わる林業者というのは、木の伐採、それとフォワーダの運転だとか、グラップルだとか、タワーヤーダだとか、スイングヤーダ、そういったものの技術習得が現場で進んでいるんですが、今言われている皆伐に伴う際造林、そういったものの苗の植え方。前に私、言いましたけど、ヒノキの表裏も分からないような事業体が存在すること。うち、岐阜なんかですと雪も多いんですけども、雪起こしの手法、そういった技術、それとつる切りとか、いわゆる50年以上100年スパンの中で木を、吉川委員もおっしゃっていましたが、植えて、育てて、収穫して、また植えるというサイクルの中で、不連続の連続の中で長い時間軸になってやらなきゃいけない森作り、人工林を手塩に掛けて育てるという技術が、この5年、10年の間に、木材生産の方に特化したために、そういったものが途絶えてしまってきているというのが事実なんです。

それによって、いい悪いを論ずるつもりはないんですけども、だとすれば、ここにもう一度、皆伐、再造林ということが言われている中であって、それを見直さない限り、先人たちが作り上げてきて、今我々は教示を受けた形で木材生産をして、なりわいとしているわけなんですけれども、それが次世代に伝わる、今のような森林資源を同じように確保できるかといったら、私はちょっと疑問が残ると思うんで、そういったものに対して長長期的なものであるがゆえに、日々少しずつでも確実な形で、常にこのテーマは盛り込んでいく必要があるような木がいたします。

次に、木材価格の問題ですけれども、今申しましたように木材生産に特化して、岐阜なんかでも昨年度は62万立方の県産材の素材生産が行われて、毎年予定を上回る素材生産が行われる。ただ、その行き先がバイオマス発電に圧倒的にニーズがあって生まれているということ。これはいい悪い、時代の背景として、言い方を変えると山に放置していたものをちゃんとそれもくっつけて持ってきて出せば、立米、フィットが付いているから7,000円で取ってくれるということはすばらしいことなんです。1立米で7,000円の手取りを残そうと思うと、大体1万円近い売値が付かないと、桤積料、手数料を取られると7,000円にもならない。そういうことを思うと、ある意味、やり方として一つのチャンネルとして木材生産によって利益を生むということが可能になったということは十分なんですけれども。

しかしながら、御存じのとおり、大量に供給されれば値段は下がるに決まっているんですよ。これ、全国的に今木材需要が8,000万ぐらいあって、国産材が308万あると思うんですけども、生産を増やせば増やすほど、製材工場、合板工場、そういったところが値段を高く買ってくれないがゆえに、木材の原木の価格というのが全体に上がり切らないことによって、材木

が安いからというのは、当然素材生産が増えれば増えるほど安定供給になることによって、木材価格が上がるわけがないというふうに思います。

というのは、去年の4月、コロナがパンと出ました。木材関係者は木材が、製品が売れなかったらどうしよう。いや、補助金の事業をやって山の保育に走りましようということで、現場の人ははっきり林業がよかったと思うんです。そうすると、岐阜にも大型合板工場、大型製材工場がある。原木が入ってこない、どうするといったら、どういうことが起きたかという、いきなり3か月に1回の価格見直しで、その次の期には立米、生産工場では1,500円の単価上げが始まりました。合板工場では1,000円の単価が上がりました。ということは、なくなるがゆえに上がるということは、これを見ても木材生産をやればやるほど、川下の工場が安価な原木を調達し、そして製材に送る。だから、山元は利益が少ないけれども、そういった形で製材業者はもうかるという構図が生まれてくる。これは間違いない事実なんで、その辺をどうバランスを取っていくかということも、こういった政府の施策の中で考える必要があるかと思うのが2つ目。

それと、林業労働者の件です。前回配られた資料で、340万がこの5年間で40万か何か上がったって。こんなものは標準からすると440万、100万も少ないんです。

それともう一つ、それに加えて考えなきゃいけないのは、就労後、3年以内で辞めるのが他業種は圧倒的に多いのに、なぜか林業の現場の人間は7年後に辞めるということ。一人前になってそこそこ仕事をやって辞めるということは、賃金そのまま上がり切らないから、結婚する、子供が生まれる、家を持とうとしたときに、そうなるのであれば食っていけないから辞めるということ。ですから、作業単価の見直しをしていただいて、親方が利益が出ないことには、下には人件費の方が出ない。機械導入のためにそういったものへの投資が進んでいるがために、最後にならなきゃ出てこないということ。それをやらないことには、親方が潤沢に潤わない限りは、現場のスタッフの給与もなかなか上がり切らない。シャンパンタワーのように最後のところで上がってくるということを考えたときには、いま一度見直さないと、7年たつてばりばりの一線で働ける人間が、そこで積んだ経験がいかされない状況で人手が確保できない。そして継続的に次の世代が育ってこないと思っております。

大変長くなりましたが、以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

次の野田委員は、実は今日御欠席でして、皆さんには席上配布でお配りしているところなんです。後ほどその要旨を私の方からお示しするというので代えさせていただきますので、今

は読みません。

ですので、日當委員に次お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○日當委員 結構です。日當でございます。機会を頂きまして、ありがとうございます。

個別の意見については、前回の林政審でお話をさせていただきまして、早速そのことを反映しました資料になってきておりますことにまずは感謝申し上げます。その上で改めて俯瞰しながら整理をさせていただきたいなと思っております。

今回、森林・林業基本計画、5年、10年、20年後の姿を見据えた計画ということで、先ほど座長からも話がありましたとおり、SDGs、2030の目標と大きく重なるところがあるかと思えます。

その中で、私、昨年、林政審で白書ではSDGsを特集として取り上げたわけでございまして、その中で持続可能性とか地方創生というキーワードがあふれていたかなというふうに思っております。

特に、SDGsの項目の中で、11番で住み続けられるまちづくりに含まれるというふうなところが、一番多く森林・林業・木材産業が貢献していますよというふうなことで捉えられているんですが、果たしてこれから先を見据えたときに、そのとおりになっていけるかどうかというところが大変危惧しているところです。

前回のお話でも地方の中小の製材工場が大分少なくなってきております。地方の製材工場、地元の大工さん、工務店さんと連携を図りながら、地方の木材利用を支えているインフラ機能かなというふうに考えておりますと、一緒に取り組んでいる数が少なくなってくるというのが、正に地方の雇用、経済を支えるというところにつながっていくのかなというところが危惧されております。

量的なコストを優先した産業を、木材を出していくという大きなところは必要でございますけれども、やはり地方の活力を維持していくというふうなところでの、特に林業・木材産業の中での地方の製材業の立ち位置というところは、もう少し力点を置いてもよろしいかなというふうに考えております。

そういった中で、先ほど説明を頂きました、地場競争力の強化というふうなところでございますが、御説明の中では連携を図るというところがしっかりとうたわれておったかと思えます。私はやはりその競争という表現よりも、連携というふうな意味のところの方が多分強いかなというところがありますので、その辺のところを意識できるような書きぶり、表現の方がよろしいかなと思っております。

それともう1点、持続可能性というところの中では、森林・林業循環サイクル、言わずもがなですが、植えて、育てて、利用、植える、この回転が安定的に止まらずに滞留せずに回転していくというところが必要かなと思っておりますが、どちらかという省力化等を図りながら、低コストで木材を供給していくんだということが視点としてクローズアップされていくところがあるんですが、それが全体的にそのような方向性で達成されていけばよろしいんですが、業界によっては、また分野によってはそのばらつきが大きい。ばらつきがあると、達成されたところに全部引きずられてしまうというふうなところで、逆に疲弊していく原因になっていくかな。そのこと自体、低コスト化を図っていくということは全然否定するものではございませんけれども、そのばらつきのところをどのようにフォローアップしていくかというところの視点も必要ではないかなと思っております。

そういった意味では、優良な消費者、マーケットと一緒に取り組んでいくというふうな観点。今正にJASの構造材の活用等で大分力を入れてやっていただいておりますが、そのようなこと、これまでのJAS材の利用が十分でなかったところを、後ろから押してくれるというふうな施策を講じていただくことで、なかなか二の足を踏んでいた私どもの川中の業者も、やってみようかというところ、ようやく火が付いたというふうなところがあります。

ちょっと時間掛かるところがあります。そういった意味では、優良なマーケットを作りながらというふうなところを、これからも進めていただければと思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして深町委員、御発言をお願いいたします。

○深町委員 私の方からは、今回のグリーン成長ということを目指す中での意見ということで、3つお伝えしたいと思います。

一つは、資料2にあります丸の1つ目ですけれども、森林資源の適正な管理・利用ということで、大きく林業適地と林業不適地と分けてありまして、資料3の方でのより具体的な対応策、方向を見ますと、林業に適していない針広混交林へ誘導ということで、かなり限定されているのが気になりました。新たな山村の価値で、地域資源を活用することを考慮しますと、森林資源の適正な管理・利用の部分の林業適地という言葉はいいんですけれども、林業不適地という言葉を使うのが果たしていいのかどうかと思っております。こういった言葉よりは、例えばですけれども、多様な資源、森林資源、あるいはその価値を持続的に利用できる森林として、包括的かつ適正に管理・利用する森林と位置付けることが重要と思えました。

2つ目、3つ目の新しい林業と、木材産業の国際・地場競争力というところはとても大事な方向だと思うんですけども、いろんな委員の方々も指摘されていたように、技術とか効率の面でこうした林業を目指すだけではなく、国際認証、SDGs、あるいは生物多様性をしっかり配慮しながら、経営的にも成り立つ新しい林業として国際的な位置付けをしていくことが今後とても大事じゃないかなというふうに思います。

その中で、特にいろんな森林・林業に関係する幅広い人材育成とか教育とがとても大事だと思うので、そういった部分の基盤があっての新しい展開だというつながりがより見えるようになるといいと思いました。

最後に、バイオマスの熱電利用については、確かにカスケード利用も大事だと思うのですが、同時に地域内循環をして、地域の中でバイオマスを利用することによって価値が回っていくとか、あるいは新しい仕組みができて、林業関係者だけでなく地域のいろんな産業と結び付きながら、工夫したエネルギー利用ができる形で展開することも是非応援していきたいですし、そういったやり方について、より積極的に評価できる枠組みを作っていく必要があると思いました。

それから、一つ気になっている点として付け加えますと、特に新たな山村価値の創造ということで、いろんな前向きな資源利用、森林サービスの推進、産業の推進などがありますが、山村、里山の森林の所有界が分からなくなってしまうたり、不在村であったり、ほかの目的で利用されてしまっている状況を考えると、林業の中で新しい所有とか管理形態が展開しているように、山村や里山の土地の所有の在り方、管理の在り方をこれからどうしていくかという議論を進めていくのが大事だと思っています。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、15人の方から御意見を頂いたところです。引き続き御意見を頂きたいと思います。

続きまして、松浦委員、御意見をお願いいたします。

○松浦委員 松浦です。よろしくお願いします。

この資料を拝見させていただきまして、広く意見を集約して論点をまとめ、今後の対応をきちんと示しているというふうに感じています。

その中で、先ほど委員の方からも御指摘がありましたが、森林・林業を支える人材育成とか教育、これらにも可能であれば触れていただきたいなどの希望を持ちました。

若干、林業経営体のところで林業大学校等に触れられていますけれども、日本には高校、大

学、それから林業大学校などの専門教育機関のほかに、研究機関として都道府県の研究所や国立研究機関とかがあります。したがって、そのような機関とうまく連携をし、更に高度な技術を持った人材を育成するというような方向をより具体的に、どのように育てていくかというような方策もあってもいいのかと思いました。

産業が人材を育てるのか、人材が産業を育てるのかというのは、多分議論の余地があると思うところですが、恐らくどちらも非常に重要なことだと思います。今後の成長産業としての林業を発展させるとともに、森林保全も図ることを考えた場合には、やはり普段から人材を育てながら、教育・普及活動を推進することは非常に重要であると思いました。

その中で、民間企業も人材育成という点で非常に重要な役割を果たすと思います。ここでいろいろと林業イノベーションについて書かれていますが、林業イノベーションを革新的に行うにしても、例えばCLTの技術開発等を行うにしても、それから森林のきちんとした管理を行うにしても民間との協業は不可欠です。さらに、UAVを使った隔測技術や、GISを使った統合的な流域管理システムなどを行うにしても、やはり民間との連携は絶対必要になります。したがって、そのようなことを意識した形で、ここの項目で記述しきれない場合は、個別項目の中で詳細に落とし込んでいただければと思いました。

それから、私の立場からいうと少し重複しますが、研究や技術開発はとても重要と思っています。現在、都道府県の研究機関や国立研究所、民間の研究機関などが研究開発を行っていますが、そこには時間と労力が掛かり、しかもリスクが伴ってきます。しかし、やはり身近な将来、さらに次の次の次ぐらいの基本計画を立てるときに、役立つようなシーズをやっぱり今のうちに仕込んでおく必要もあるんじゃないか。そのためには、やはり研究開発や技術開発は重要になることから、何らかの形でどこかに盛り込んでいただければ有り難いと思いました。

それから、個別事項に関してですが、防災の立場から言いますと、治山ダムや流木対策などのハード的な対策については言及されているのですが、一方、ソフト対策については保安林整備や林地開発などについての言及がなされています。それもすごく大事だと思うのですが、例えば警戒避難体制の取り方とか、山地災害危険地の見直しといったことも、これから非常に重要になってくると思っています。というのは、やはり国の財政が逼迫している状況の中で、公共事業に投資する余裕が毎年段々となくなってきている以上、やはりソフトに頼らざるを得ないという側面が結構あり、ソフト対策も今後推し進めていく必要があると考えています。

それには、ここに書かれているような保安林の適正な配置とか、林地開発許可基準の見直しも入りますが、さっき言いましたように、例えば山地災害危険地についても研究成果を取り入

れながら、より正確で高度化した危険地判定評価システムへとアップデートすることがすごく重要になるのではないのでしょうか。

現在の山地災害危険地は統計的な解析から求めていることから、雨や融雪、あるいは地震とかの外的誘因によって起こるかどうかというところに関しては、物理モデルではないので弱いところがあります。一方で、現在、温暖化が進行していて雨量強度や連続雨量などが変化してきていますし、極端な気象現象によって地域的に降水分布が偏在するといった現象も多発しています。したがって、将来の災害危険度を考えるのであれば、やはり現行の山地災害危険地区の評価手法の基本アルゴリズムをブラッシュアップし、より高度化・高精度化する必要があると思います。

当然、この項目の中では入ってこないですけども、個別詳細説明の中ではそのようなことも記載していただければ有り難いと感じました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き次の委員の方の御発言をお願いしたいと思います。

松本委員、まだ御就任から短いんですけども、よろしく願いいたします。

○松本委員 政策投資銀行の松本でございます。

林業の論点とか課題というのは、やはり広くて複雑で、一つ一つがすごく深いということで、難しいなというふうに今感じております。

そのような中で、前回の審議会から参加させていただいたので、これまでの審議会での議論を詳しく承知しているわけでもないということと、あとやはり林業現場のことも余り知らないもので、今日は少しポイントを絞って、まず私の考えをお話しした上で、この新しい基本計画についてコメントさせていただければというふうに思います。

まず、日本の林業を考えたときに、一体これは産業なのか、あるいは公共事業なのかというのがちょっとよく分からなくなるようなことが多いです。やはり公私の分担、目指すべき姿というのはどのようなものになるのか。そういう大きなところの議論がやはり必要になってくるなというふうに感じています。

この点については、林業を産業として捉えるなら、我々金融機関が日頃お付き合いしているような企業経営の常識で考えていけばいいし、公共事業として捉えるなら、これは経済的に自立できないような私有林を、例えば公有化して、カナダのブリティッシュコロンビア州のように、公有林の管理権ですとか伐採権を民間に与える形で管理していくというのが理想的な形な

んだらうなというふうには思いました。もちろん、日本の私有林を全部公有化することなどできないので、まずは皆様お考えのとおり、林業を産業として成立していくようにならないといけないとは思っています。

そして、自立的な林業経営というのが進んでいかなければ、この資料3にもありますように、森林管理を支える林業従事者の生活基盤が将来的に維持できないと思います。これは先ほど砂山さんが御指摘されていた点だと思いますけれども。

あと、さらに林業による適切な森林管理が行われなければ、防災とか、環境保全とか、生物多様性維持などの森林の公益的機能が劣化していくというふうに危惧されるころだと思えます。

それで、林業の産業化なんですけれども、これを進める上で、改めて日本の林業の現状を確認すると、林業経営の赤字基調と手厚い公的資金の投入といった、恐らく今後将来的には持続的とは言い難いような、いつか限界を迎えてしまうような状況にあると思います。この状況を変えるためには、とにかく森林から利益を上げていくということをしていかなければいけないと思います。

先ほど少しお話した、我々がお付き合いしているような、企業経営について考えてみたいのですが、通常、会社では売上高よりも利益、ないし利益率に注目をします。更に言いますと、売上高というのは一番重要というわけではない。従業員の給与をはじめ、経費をしっかりと払って、借入金の返済をして、税金を払って、なおかつ将来の投資資金を着実に蓄えることができる利益を確保できればそれで十分。逆に売上高は伸びても利益が出ないとか、あるいは赤字になってしまっただけでは経営としては失敗というふうになります。つまりは売上げの中身が重要で、売上げの量ではなくて、獲得できる利益が全てということになるということを確認しておきたい。

これを日本の林業に当てはめた場合は、木材生産量というのは増加しているというのは御説明いただいておりますけれども、木材価格が下がってしまったので、山主にとってみれば利益を生み出せず、補助金がなければ赤字という状況になっていると思います。

先ほどあった木材が国際商品で、製品価格が落ちてくると、製材加工とか素材生産はそれなりの利益を確保するということになるので、最終的に山主が割を食った形になってしまったということだろうと思います。山主側から見ると立木はやはり買手市場になっていて、価格交渉力がない状態ではないでしょうか。しかもA材需要が減って、合板とかバイオマスなどの安い需要が中心になってしまっただけということになると、これでは経営意欲が湧かないのも無理はな

いというふうに思います。

ポイントは、山元への利益還元を実現するためには、立木を買手市場から売手市場に変えていく必要があると思います。これは中原さんも御指摘されていたと思いますけれども、そのためには利益が確保できない場合には、例えば売らないとか供給しないといった、供給調整も必要になってくると思いますし、経済合理的な世界では需給調整は当たり前。薄利とか逆ざやでは売らないとか。幸いなことに、木は伐採せずに立木のまま長期間ストックすることができます。

また、生産年齢人口も減って、高齢化が進展するということになると、木材用途の拡大努力は皆さんいろいろと頑張っておられて、一定の効果が期待できると思いますけれども、将来的に木材需要の伸びを過度に期待するということはできないんじゃないかと思っています。このような見通しの下では、木をより高く売するための仕組みを考えていかなければならない。立花先生がおっしゃっていましたが、やはり集成材一辺倒ではなく、A材とかも利用していくということも考えていかなきゃいけないということになると思います。

最後にもう一つ、山には立木という資産がありますけれども、森林経営に必要となってくる資金はないと思います。ほとんどの山主は資本力がないのが現状。森林から利益を上げられるようなマネジメントを始めて、外部から資金が入るような経営を目指す必要があるというふうに思います。ちょっと長くなりましたけれども、これは私の意見ということで。

あと、資料3の新たな基本計画について、4点だけコメントさせてもらえばと思います。

まず、2ページ目の1ポツの森林資源の適正な管理・利用を推進すべきというところなんですけれども、林業適地については再造林を確保しというところで、林業適地の選定というのをどうやってやるのかということは、結構問題があると思います。

例えば、林業作業道からの距離を含めた地形とか地質とか気候など、自然条件だけではなくて、潜在的な経済価値を有するかどうか、収益性の判定という要素を加えてほしいと思います。もちろん、そのためには収益性の判定の手法を開発しなければなりませんけれども、やはり先ほど砂山さんがおっしゃっていた現場の判断というところも、単に自然条件だけである意味画一的に決めるんじゃないなくて、こういったそれぞれの条件に合った経済性を考えるという視点がどうしても必要になってくるんじゃないかなと思います。そのための収益モデルが作れないかと今、検討しているところです。

あともう2点目は、同じ1ポツのこの再造林を確保というところですけども……

○土屋会長 松本委員、ちょっとまとめてください。

○松本委員 すみません。再造林もシカさんに食べられっ放しでは怖くて皆伐できないので、実効的な再造林の確保が必要じゃないかなというふうに思います。

最後、2ポツで収支のプラス転換というのを目指すというふうにありますけれども、技術的なイノベーションによる生産性の向上とかコスト削減だけでは不十分なので、サプライチェーン再構築による、例えば歩留りの向上などの無駄の削減とか、経営の多角化とか、経営的なイノベーションも必要じゃないかなというふうに思います。

すみません、長くなりました。以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

それでは、会場にお越しの丸川委員からお願いします。

○丸川委員 丸川です。2点申し上げます。

今日出てまいりました資料3の3ページ目の6番と目標の2番でございます。

6番につきましては、いわゆるシンクが国の吸収源ということで、大いに貢献しているというのがこれまでの第一約束期間以降、パリ協定までの現実でございます。したがって、今後の2050年のカーボンニュートラルに対しましても、その貢献分をむしろ世の中に適切にPRできるように、強く主張していくべきではないかと思えます。

一方で、誰がこのシンクを行っているのか、というのは、国民は余りよく分かっていなくて、どういう道筋で、今後出てくるであろう目標のカーボン吸収量をやっていけるのかというのを、少し道筋を示していかれた方がいいんじゃないかと思えます。

2点目は目標の2でございます。産業界としては従来から木材の自給率に対して、非常に分かりやすい目標で、これを掲げていこうということでやってきております。今、38%ぐらいだと思いますが、これにつきましても50%目標ということだと思いますけれども、引き続き目標の明示は是非していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

それでは、村松委員、よろしく願いいたします。

○村松委員 聞こえますか。

○土屋会長 聞こえます。

○村松委員 私は材木の価格についてまず話をしようと思っていたんですけども、ずっと聞いていて、改めて森林所有者の課題について、もう少しきちんと捉えていただきたい。主な意見という中で、最初の頃の会議だと思うんですけども、所有者にも森林経営計画が立てや

すくなるように、林業の主体として位置付けるべきだという意見が資料1の3ページ、林業の経営体についての話でちゃんと取り上げてはいただいているんですけども、この議論って全然深まっていないのではないかと思うんですね。

これから森林、小規模・零細な森林所有者というのをどういうふうに位置付けていくのか、その人たちの所有形態というのを今後どういう方向に持っていこうとするのかという議論がなければ、所有者が同意をしない林地開発も、あるいは森林整備も、森林利用もあり得ないわけですから、この小規模所有者ということに対する課題というのをもう一度深めていただきたい。

そして、この小規模所有者は決して林業経営体ではないんです。これでは経営体という位置付けになっていますけれども、私はそうは思っていません。そういう意味での位置付けというのをもう一度基本計画の中で考え直していただければ有り難いと思っています。

そして、この人たちにも立木の価値というものが改めてきちんと評価をされ、国民にとって山に木が立っているということが価値があるんだということを位置付けなければ、森林所有者は決して再造林はしません。再造林がなければ、SDGsだとか持続可能だとかいう議論は何の意味も持たないんじゃないでしょうか。改めて、この再造林は必ずやるための仕組み作りというのを基本計画に位置付けなければ、決して私は芯の通った計画にはならないと思っています。

そして、いろんな皆さん、それぞれに効率化していこうといった議論をしてもらっていますけれども、この林業が持つ本当の価値というものが経済的行為の中でどこかに抜けていってしまっているのではないか。本当に山元まで回転して帰ってくる、植えて、育てて、伐って、使って、また植えるのところまで返る仕組みの中で、このサイクルの中で誰かがこのもうけを、この林業の世界からほかの世界に持っていってしまっている。これでは林業は回っていかないのではないのでしょうか。その議論をやはりこの計画の中で是非やっていただきたいというふうに思っています。

先ほど塚本先生のお話の中にも、分収林という事業が出てきました。残念ながら材価が上がらなくてうまくいきませんでしたけれども、でもこの植えた行為というのは、今、私たちが盛んに議論をしている、これを上手に使っていきましょうと使って使えるものにしてくれた、すばらしい事業だったわけです。

そして、なおこの材価が低迷している中では、改めて新たな分収林という仕組みを作らなければ、誰も木なんか植えてくれません。そのことをもう一度議論の中に挙げていただきたいというふうに思っています。

山村の課題というのは今、特に所有者が分からない、所有界が分からないということで、そのことが大きな問題になっています。もう一度、所有者不明地等をなくしていく仕組み作り、こうしたことにも進んでいていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、最後に特別委員のお二人にお話を伺いたいと思います。

初めは、網野委員、よろしく願いいたします。

○網野特別委員 こんにちは、網野でございます。

2つございまして、まず一つは砂山委員もおっしゃっていたように、やはり低コストという表現に非常によくないイメージを私は持っているんです。素材価格も人件費もこれコストでございますから、低コストと言われると、川上に返ってくる利益の圧縮というのをどうしてもイメージさせてしまうように思っていて、多分、意図されている内容としては、持続的な競争力の獲得ということなんじゃないのかなというふうに読み替えております。

もう一つなんですけれども、これも実は砂山委員が非常に明快におっしゃってくださって、基本計画って、具体的にはみんなで考えようよ、考えるんだよという、そういう性格のものであっていいんじゃないかということ、こういう御発言でしたけれども、私も本当、それは共感しています。

その点から見ますと、都市等における第2の森林づくり、この欄の表現がちょっと気になるんです。かなり具体的な方法論を限定し過ぎなんじゃないのかなという気がしております。

まず、これは資料2の該当欄の2行目ですけれども、都市等における第2の森林づくりといたしまして、耐火部材やCLT利用、仕様設計の標準化というのを挙げられていますけれども、非住宅の建物というのは、戸建て住宅なんかと比べると非常に種類も豊富でございまして、技術的にも非常に複雑なんです。ですので、設計や施工に際しまして、材料についても技術についても人材についても非常に高度な適材適所ということが求められてくるんです。

その観点からいうと、ここに耐火部材とCLTというのは非常に限定的にといいますか、特定の材料や技術が具体的に記載されているのは、ちょっと建築に携わる私からすると唐突過ぎるかな。要は、他の技術の育成ってどういうふうに考えているのかなというふうに感想を持っております。

それと同様に、仕様設計の標準化の促進というのがうたわれているんですけれども、この標準化という言葉ですが、これ簡単に使える言葉ではないと思っているんです。標準化には非常

にいろいろなものがあります。品質基準を定めるといったような、無形の標準ということもございますし、同じものを繰り返し生産するといった有形の標準というものがあります。

さらに、その標準化というのには功罪両面あるんです。利点といたしましては、一定のものを繰り返し作って、品質を確保しやすいということです。そういう面もありますけれども、同時に仕様の繰り返し、定められた方法の繰り返しによって、競争力が低下する、あるいは技術力が低下するという面もあります。もちろん、使用される木材もそこに規定されたものに偏るといふ、そういう面もございます。

例えば一例といたしまして、日本の在来軸組工法、いわゆる一般住宅の工法ですけれども、あれも非常に細かく仕様が規定された工法なんです。戦後たくさんその住宅を造ってまいりました。もちろん、いい面もあります。あれだけ大量の住宅を短期間で供給できたというのは、やはり仕様を定めたということなんですけれども、しかしながら現在我々が直面している、木造技術者、木造設計者がいないという状況を作っているのも、やはり仕様という問題が一つ根底にあると思うんです。

都市木造でございますが、非住宅木造もですが、まさにこれから始めようとしているところで、今はまだノウハウの蓄積がない時期なんです。この時期に既に普及の手段として、仕様の標準化というものを挙げてしまうというのは適切ではないんじゃないのかなというふうに私は受け止めました。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、一番最後の御発言者になりますけれども、長濱委員、お願いいたします。

○長濱特別委員 聞こえますでしょうか。

○土屋会長 聞こえます。

○長濱特別委員 ありがとうございます。今回は発言の機会をありがとうございます。

こちら、新たな森林・林業基本計画について素案を頂きまして、本当に感謝しています。私たち委員と一般からの公募、更に林業関係者からの意見書をこうやってまとめていただいて、大変な作業であったのではないかとお察ししています。拝読しながら、この意見は委員が話されたなあという皆様のお顔が浮かびまして、今までの議論を踏まえ5つの柱を提案いただき、よくまとめられていると思います。

そして、次回は今後の数値の目標を設定いただけるということで、こちらは大いに期待しているところです。

大学で研究や教育に関わる立場から、この対応方向について、教育的な記述を見いだすと3つ挙げられたかと思います。一つ目は、林業大学校での人材育成、2つ目は木育の促進による森林利用の機運の醸成等に関して、そして3つ目は、森林・環境教育による山村への関心です。それらの対象というのは、児童や生徒、大学生にとどまることなく、成人を含む国民全体を巻き込んだ森林・林業リテラシーともいえる、このリテラシーを高める内容となっており、とても好感が持てます。

さらに先ほど日當委員からは、優良なマーケットとともに優良な消費者の育成についてお話をいただきました。森林・林業リテラシーに関わる内容として、基本計画の記述が更に充実されることを期待しているところです。

私からは要望が3つあります。

1つ目に、先ほど立花先生から定義の明確化についてお話いただいたグリーン成長や、小野委員から質問があったイノベーションについてなど、丁寧に御説明を頂いたんですけども、ほかにも前の基本計画と比較して今回は横文字が多くて、例えばエリートツリーやスマート林業など、専門用語が頻出しています。リテラシーの低い方が読まれる場合や、私も最初に分からないなと感じられた、不明瞭な意味の用語があって、こうした用語の理解が難しくなっているのではないかと思うんですね。ですので基本計画の中で定義の説明を注釈などを付けて、解説してはどうかということをお願いとして挙げさせていただきます。

2つ目、国際森林認証の話は、先ほど深町委員からもお話があったんですけども、PEFCとかSGECなどの国際森林認証という、国際認証された木材の利用促進ということを少しでも盛り込んでいただくことによって、今回大きく掲げられた持続的森林経営の促進につながるのではないかというふうに思っています。

そして、3つ目です。土屋会長が個人的なお話をできるだけ控えられている中で、今回の基本計画では非経済機能の底上げについて指摘されていたことから、地域で継続的に活動してきている既存の市民団体NPOなどの、非営利組織をサポートするような内容を直接的に書くのは難しいと思うんですけども、今までの活動を認めていただき、政府、公共自治体、そしてこうした市民組織とのコラボレーション（協働）により、この大きな計画の目標を達成しているのではないかと、ということがにじみ出るような書きぶりをお願いしたいなと思っております。

長濱からは以上です。ありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございました。

これで、今日御出席の21委員からは全て御発言を頂いたと思います。もしもまだしてないよという方がいらしたら、是非手を挙げていただきたいんですけども、多分大丈夫だと思います。

それで、もう1人、今日御欠席の野田委員からは、皆さんのお手元、それから今日メールでも配信されていると思います、オンラインの方々にもお手元にあるとよろしいかと思うんですが、少し長文のものが御意見としていただいております。これを全部ここで読み上げるわけにはいきませんので、この要旨を私の方から簡単に御紹介させていただきます。

全体でいいますと4つの項目に分かれています。燃料材の増加傾向について、素材原木の輸出増加について、それから非住宅建築物の木造化の推進について、4番としてコロナ禍での柔軟な対応ということについてです。

一番初めの燃料材の増加傾向については、今後も燃料需要というのが増加傾向が予想されるわけだけども、ほかの木材産業の素材安定供給の障害とならないような対応、施策の見直しが必要じゃないか。やっぱりそのときには、これまでも議論にあったような、カスケード利用を目指す林業政策というのをちゃんと進めてほしいというのが1点です。

2番目は、素材原木の輸出増加についてですが、輸出が増えているということについてはいいわけだけども、長年にわたって国民の税金も投入され、大事に育てられてきた森林資源が付加価値を付けない素材のまま海外に輸出されることについてはやっぱり違和感を感じる。輸出相手国での利用がどうなっているかについての調査や、それから海外市場での可能性をもっと探って、付加価値を持った国産材の需要拡大を目指してほしいというのが2点目です。

次に、非住宅建築物の木造化の推進についてですが、これは要するに非住宅建築物木造化の推進に向けて、新たな木質構造部材の開発と普及、木構造設計の標準化と人材の育成、コスト競争力等の多くの課題を解決するような施策が必要ではないかということでした。

最後の点が、コロナ禍での柔軟な対応については、需要動向や海外からの供給状況の変化によく注視して、状況に応じた柔軟な対応と施策をやってくださいということでした。

以上、非常に簡単ですが、野田委員の要旨に代えさせていただきます。

以上で、今もう16時になりました。実は予定ではそろそろ次の議題にもう入っていきないうちやいけないところでして、特に林野庁の事務局の皆さんから御発言を求めたいというのがありませんでしょうか。よろしいですか。これはもうたくさん様々な御意見があったわけで、これから今度まとめていくときに、どうやってこれを文章に入れていくかということになってきますから、そのときには是非いろいろな御配慮をお願いいたします。

それでは、ここで次の議題に移る前に、一応予定ですと私の方から総括ということをしていただくことになっています。ただし、これまでの御意見を皆さんもお聞きになってお分かりのように、多様な意見が各分野について出ておりますので、それを総括するということは特にここではしないでおきたいと思います。

ただ、これは多くの方に共通して言えたことは、今回、一つは関係の方々の意見や、それから国民の意見というのを事前に非常に丁寧に集めていただいて、それを今回の資料の中でもしかり委員の意見と同時に書き込んでいただいたということは、非常によかったのではないかと思います。ですので、これがこういう形で意見がちゃんと議論に使われているということを、これからも外にも示していただけると有り難いと思います。

それから、多くの方の御指摘のように、今回非常に順序立って課題、論点、対応方向、しかも対応方向は5つの柱ということで、非常にめり張りの付いた提示がされていたということは、非常に評価すべきだと思います。これはやはりこの基本計画というのは、国民に対してということが一つあるわけで、そのためには分かりやすい記述、めり張りの付いた記述というのが必要なわけで、それがある程度達成できたというふうに考えています。

ただし、今回も何人の委員からも指摘があったように、そこで新しいキーワード、例えばグリーン成長とか、それから地場競争力とか、イノベーションは新しい **【★02:46:42】** ですが、新しいキーワードがかなり使われていて、それについてはめり張りを付けるためには必要なんだけれども、だけれどもある意味で説明もはっきりしないと誤解を招くという面もあって、その辺は裏腹なところなんです。是非その辺のところは意を尽くしていただいて、なくなっちゃうと駄目だったんです。はっきり言って、ある程度理解が進むようなキーワードというのは個人的には必要だと思うんですけども、ただその御配慮をよくお願いしたいと思います。

そういうことで、それから御意見自体は今日、各委員の皆さんから非常に的確にまとめていただいて、これまでの議論を踏まえた的確な御議論ができたと思います。ですので、今度はこれを集約していくことになりますので、実は本文の中にどれだけ入っていくかというのはまだ不明なんです。ですので、そのところはそれこそ事務局と委員とのせめぎ合いになってきますので、これからも引き続きよろしく願いいたします。

私の方からは以上です。

それでは、最後に本郷長官はちょっと所用で中座されましたので、前回もそうだったんですが、次長の浅川さんの方からコメントを頂ければと思います。

○浅川林野庁次長 次長の浅川でございます。今日は私どもが提示いたしました新しい森林・林業基本計画の考え方に対しまして、様々なお立場から、またいろいろな御意見も頂きまして、本当にありがとうございます。事務方、もう一度、先生の皆様方から頂いた意見をよく精査しまして、そして新しい基本計画の中に盛り込んでいながら、次の次期、新しい方向に森林・林業・山村が前に向かって動いていくんだという、そういう姿を示せばというふうに思っております。

そして、この計画というのは国の政策の方向を決めるだけではなくて、それぞれの関係者の方の指針といたしますか、一つ参考にしていただくような、そういう意味合いのものでもありますから、いろいろな方が今後事業を展開していったりするのに、参考になるような形になればというふうに思っております。今日は本当にありがとうございました。

○土屋会長 浅川次長、どうもありがとうございました。これからも議論が続きますので、よろしく願いいたします。

それでは、一応ここまでで今日の森林・林業基本計画の変更に関する議論は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、あとその他として議題の2としまして、間伐等特措法の状況について、それから今後の路網整備の在り方検討会の取りまとめについてということで、両方とも整備課長の方でよろしいですか、御説明をお願いします。

○長崎屋整備課長 整備課長でございます。

それでは、資料4、間伐等特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

昨年11月のこの審議会で、この法案の今後の対応方向を御説明いたしましたけれども、その後、法制的な検討を加えまして、法案にいたしまして、2月9日に閣議決定いたしまして、国会に提出したところでございます。

概要を説明いたします。

資料4を1枚めくっていただきまして、カラーの資料を御覧ください。背景に書いてありますけれども、この法律は京都議定書の森林吸収量目標を達成するというところで、平成20年に制定して、25年に改正・延長しております。今現在の内容は、令和2年度、今年度までに実施される間伐、再造林等の森林整備、それから成長に優れた樹木、特定母樹といたしますけれども、その増殖を進めてきたところでございます。

今年度末で切れるわけですがけれども、引き続き我が国はパリ協定に基づきまして、森林吸収

量の確保が必要でございます。

さらに2050年、カーボンニュートラルの実現に向けましては、この生産が本格化しつつあります特定母樹から育成された苗木を山に植えて、再生林を促進して、吸収量の最大化を図ることが重要でございます。

この法律案の概要ですけれども、大きく分けて2つございまして、1つ目は青い箱、現行法による支援措置の延長でございます。現行法に基づきます支援措置を令和12年度まで10年間延長する、これが一つでございます。

もう一つが、新しく今回措置したい内容としまして、2つ目の青い箱で、再生林を促進する措置というのを新たに創設したいと思っております。これは、増殖を進めてきました特別母樹から育成された苗木を積極的に用いた再生林を進めるという観点から、都道府県知事が自然的条件、社会的条件から見て、植栽に適した地域をあらかじめ特定植栽促進区域と指定いたしまして、その区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする事業者さんは、計画を作ってくださいまして、この認定を受けた者に対しましては、資金の特例などを設けるというのを新たに付け加えたいというふうに思っております。

特定植栽促進区域につきましては、次の3ページをお開きください。この3ページの紙でございますけれども、これはこの法律に基づきまして、農林水産大臣が基本指針というのを定めることとしておりまして、現在パブリックコメント中の基本指針の概要でございます。下線部が主な改正箇所でございますけれども、簡単にポイントだけ御説明いたします。

まず、概要の第1、特定間伐等の目標でございますけれども、1の①として、令和3年度から令和12年度までの10年間の間伐量を年平均45万ヘクタールの間伐、これを目標にするということでございます。

また、2番目ですけれども、母樹の増殖の方でございますけれども、前回御説明したとおり、この母樹の増殖、進んではおりますけれども、北海道ですとか、九州ですとか、地域的に偏りがございますので、なるべく全国的に整備していくということを目指しております。

そして、中ほどよりちょっと下、第3とあります。特定植栽の実施を促進すべき区域、これがいわゆる特定植栽促進区域、新しくできる区域の概念でございますけれども、この区域につきましては、林地生産力とか傾斜、そういった自然的な条件、それから林道からの距離、あるいは集落からの距離といった社会的な条件、そしてこの苗木の供給目標などを勘案しまして、設定するというふうにしております。

また、その際に地形・地質から災害が発生するおそれのある森林、こういったものは対象か

ら除外するというふうに留意するとしております。これにつきましては、後ほど設定の仕方について御説明いたします。

次のページにいていただきまして、2番目ですけれども、特定植栽促進区域における事業の実施に関する基本的な事項として、①ですけれども、低密度植栽ですとか、一貫作業ですとか、そういった造林の低コスト化・省力化に努めていただくということ。そして②として苗木ですけれども、生育が早いということで、伐採時期もほかの苗木と異なりますので、特定苗木である旨の表示が行われているものをきちっと調達していただくということでございます。

また、第5ですけれども、この種苗の生産体制でございますけれども、先ほど全国的な生産体制を整備していくということですので、どうしても偏りがかなりありますので、都道府県間の広域的な種苗の流通を念頭に置いて、生産体制を整備するというようなことを書いております。

このような基本指針の内容について、パブリックコメントを実施しております。

最後の紙にカラーの横紙が付いておりますけれども、これが特定植栽区域の設定に当たって、これは区域の設定は都道府県知事さんにしてもらいなんですけれども、県によって考え方がまちまちだったりしてはいけませんので、ある程度国としてモデル的な調査事業をやって、普及していくということを考えております。来年度の予算でこの区域を設定する手法を各地域でやっていただくための予算というのを用意しております。

具体的に言いますと、林地生産力が高いか低いかということを判定するわけですけれども、これは森林簿等の情報も当然あるんですけれども、森林簿の地位の情報というのは割かし古いデータでございますので、現在は例えば航空レーザー計測などで、木の高さは立木の状態である程度分かります。そういったところから林地生産力が推定できるだろう。また、路網や集落からの距離、こういった情報もございますので、そういったものを重ね合わせまして、この区域の設定につなげていきたいということを来年度早々から始めたいというふうに思っております。

以上が間伐等特措法の内容でございました。

続きまして、資料5、路網についてでございます。

今後の路網整備につきまして、在り方検討会を設置して議論してきましたので、その内容について御説明いたします。

表紙の後の1ページ目でございます。

昨年3月に検討会を設置しまして、検討会を開催してまいりました。12月の第5回の検討会

で報告が取りまとめられまして、報告で示された方向性をこの基本計画の内容に反映したいと考えております。

報告の内容について簡単に御説明します。2ページ目をお開きください。

まず、今後の路網整備を考えていく上で、踏まえるべき課題、状況の変化といたしまして、幾つかの項目を掲げております。大きな項目としては①から④になります。

まず、①の木材輸送でございますけれども、このグラフにありますとおり、主伐面積の増加とともに、生産される丸太自体も大きくなってきております。木材の輸送コストを下げる観点からは、大型の車両を通行させることが必要でございますけれども、路面浸食が著しいとか、カーブの半径が小さいですとか、林道の利用者からすると課題が多数ございます。

続いて、左下の②ですけれども、林業の作業システムの進展ということがございます。車両系ですと林内走行が可能な機械の開発というのが進められておりますし、架線系におきましても自動化技術の進展が見込まれております。伐採地も今後徐々に奥地化していきますので、将来的には今ほど作業道を主体とした施業の必要性というのは低下して、大型の架線系の機械が運搬できるような基幹路網の必要性が増すのではないかとこのように思っております。

続いて、右上の③でございますけれども、林道災害についてでございます。

局地的な大雨が長期間続くといった雨の降り方の変化もございまして、既設林道の年間の被災延長は、この表にありますように、被災延長の方が開設延長を上回るという状況になっております。ただ一方で、写真にありますように、災害時には代替路として林道が活用された事例もありまして、地域の防災の観点から、災害に強い林道の整備というのが不可欠になってきているということです。

最後、4点目ですけれども、森林土木技術者の減少ということで、土木技術は現場現場で異なる状況に応じて柔軟にやっていく必要があります。一定の経験が必要でございますけれども、グラフにありますように、技術者の減少とか高齢化が進んでいる実態にあります。

以上のような課題を含めまして、次の3ページ目でございますけれども、林道の整備を進めるに当たっての論点と対応方向をまとめております。

まず、論点1の路網の全体計画ですけれども、社会が成熟していく中で、道路のメンテナンスもなかなか難しくなっているという状況でございますので、今後の整備に当たりましては、より効果的に路線の選択ですとか線形的设计をしていく必要がございます。従来より都道府県が策定してきました民有林の林道整備計画につきまして、将来の森林整備量、木材生産量、造林量を踏まえて、優先順位付けなどきっちと明確にしたマスタープランにしていくと、そう

いった計画に変えていってはどうかということでございます。

右側の論点2でございますけれども、木材の大量輸送への対応でございます。

対応方向としては、今後の林道整備に当たりまして、セミトレーラ等の大型車両が安心・安全に通行できる林道、またそれを公道も含めて輸送機能全体として捉えて、一体的な整備を進める必要がある。また、維持管理に関しましてはマニュアルの作成ですとか、森林環境譲与税を活用した優良事例の周知、こういったことを進めていってはどうかということでございます。

続きまして、4ページ目、論点3の作業システムの進展でございますけれども、今後、架線集材で伐採作業を行うエリアが増えていくと見込んでおりまして、それに対応して、幹線となる林道と、支線・分線を適切に組み合わせた路網配置を考えるべきではないかということ。

そして、現在行われている実際の主伐の作業でございますけれども、伐採・搬出の際の自然環境への影響、これを最小限にやはり抑えていくべきだろう。考慮すべき最低限の事項を示した指針を策定すべきではないかということで、この指針につきましては具体的に中身の議論も十分していただきまして、主な内容としましてはここに書いてございますように、例えば伐採区域の設定に当たって、保護樹帯を設定する、伐採区域の分散を図るといったこと。また、集材路や土場を作成するような施業の場合には、線形を等高線に合わせるということ、あるいは沢筋の横断箇所はできるだけ少なくするといった内容になっております。

この指針は、最終的には林業経営体さんが策定する自主行動規範の参考にしてもらうということを想定しておりますし、市町村の伐採造林届出制度の運用に活用することで、適正な施業の推進を図ってまいりたいと考えております。

右側の論点4でございますけれども、災害に強い路網への対応でございますけれども、これは林道の技術基準を改正いたしまして、新規開設路線はなるべく河川沿いから離れた線形にするということ。また、既存の林道につきましても排水施設を設置して強靱化していくことなどが挙げられておりまして、これを踏まえまして、現在技術基準の改正に着手しておりまして、今年度内に改正する予定でございます。

続きまして、最後のページ、論点5の土木技術者等の人材不足への対応でございますけれども、森林土木技術者につきましても、単に土木の知識だけじゃなくて、地域の森林・林業全体を俯瞰して路網の絵が描けるような、これまでの研修の在り方を検証して人材育成を進めるべきではないか。

また、ICT施工を林道分野でも積極的に推進して、現場にかかる労力を少なくして、その分、路網の全体計画などの検討に充てる時間を確保することなどが報告に盛り込まれておりま

す。

最後に、論点6、今後の路網の整備水準を全体としてどう考えるかということでございますけれども、災害に強くて、木材の大量輸送に対応した林道の開設・改良に集中的に取り組むと。その際には、従来までのような全国規模の林道の開設延長距離、いわゆるストック量の目標だけじゃなくて、林道の中身といいますか、具体的には規格になろうかと思っておりますけれども、そういう中身の観点からの目標値も考えてはどうかという取りまとめになっております。

以上が報告書の中身でありまして、この内容を踏まえまして、現在基本計画の目標値の設定などの検討を行っているところでございます。

私からは以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

非常に今の森林・林業基本計画の検討にも関係のある法律の施行と、それから検討会での議論でした。

実はここで重要な話題なので、たくさん御質問、御意見いただきたいけれども、私の方の進行が悪くて、もう予定時間を過ぎております。どうしてもというのがありましたら、御質問を1つか2つお受けしたいと思うんですけども、御意見も。いかがでしょうか。オンラインの方は手を挙げていただければ、こちらで何とか捕捉できると思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

村松委員、どうぞ。

○村松委員 質問じゃない、お願いだけれども、先生のいるその会議室の声が一番聞き取りにくいんです。できれば立花先生の話等、きちんと聞きたいと思うんですけども、そこが一番途切れ途切れになってよく聞こえないです。ほかの先生、委員の皆さんの、その声はしっかり聞こえるのに、どうしてその部屋の声が聞こえるようにならないのかと。それは是非浅川さん、直してください。お願いします。

○土屋会長 今のは非常に重要な御意見なので、今日の議事にはいかせないんですけども、また次回もオンラインとの並列になる可能性が高いので、是非事務局の方で少し御検討をお願いしたい。

村松さん、今の私の声も余り聞こえてないですか。

実は初めからも御指摘あったところでして、このところについては少し改善を図りたいと思います。ありがとうございました。

これでもう時間は10分ぐらいオーバーしておりますので、そろそろ議論の方を終わりにした

いと思います。

今の村松委員の御意見にもありましたように、聞き取りにくいところもある中で、本来ですと対面で皆さんの顔を見ながら発言を聞くというのが一番いいわけですが、こういう形になったのは残念なんです。ですが非常に皆さん、それぞれ簡潔にいい御意見を挙げていただきまして、深く感謝いたします。しかも、長時間にわたり熱心な御議論を頂きましてありがとうございました。

引き続き、先ほど申しますように、計画の検討は続きますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで私の議事は終わりにしまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

どうもありがとうございました、皆さん。

○永井林政課長 ありがとうございました。

次回の林政審議会ですが、3月下旬をめどに開催したいと考えております。日程につきましては、後日、事務局より御連絡いたしますので、委員の皆様方には御出席のほどよろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございました。

午後4時22分 閉会